

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【事業年度】	第57期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社ミダック
【英訳名】	MIDAC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 恵子
【本店の所在の場所】	浜松市東区有玉南町2163番地
【電話番号】	(053) 471-9361 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 高田 廣明
【最寄りの連絡場所】	浜松市中区板屋町111 - 2 浜松アクトタワー24F
【電話番号】	(053) 488-7173
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 高田 廣明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

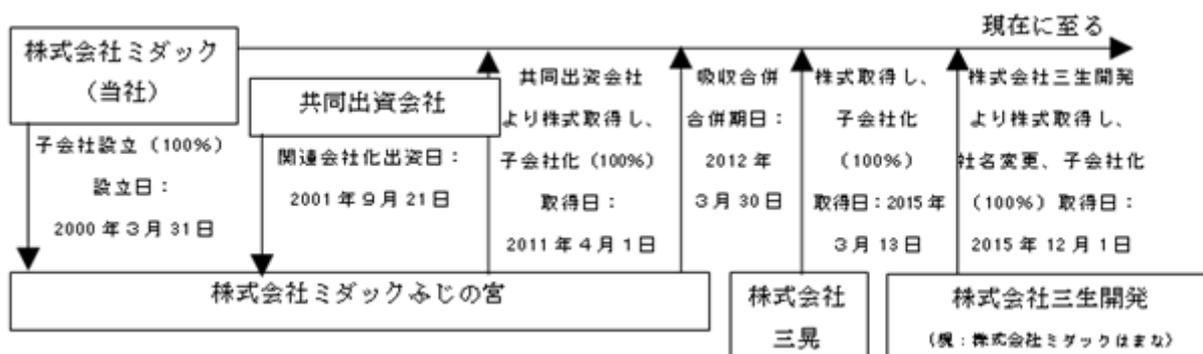
第1【企業の概況】

(はじめに)

当社(株式会社ミダック)は、2011年4月に共同出資会社より株式会社ミダックふじの宮の株式を取得し、完全子会社としました。さらに2012年3月には、子会社である株式会社ミダックふじの宮を間接部門のコスト削減等を目的として吸収合併しました。

また、廃棄物処分事業の拡大を目的として、2015年3月に株式会社三晃を、そして2015年12月に株式会社三生開発(現:株式会社ミダックはまな)を子会社化しました。

当社の上記の沿革を図示いたしますと、次のようになります。



1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	3,833,383	4,244,136	4,676,772	5,213,953	5,701,605
経常利益 (千円)	590,680	839,696	1,090,443	1,446,971	1,848,506
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	287,198	492,572	567,154	795,873	1,018,967
包括利益 (千円)	287,198	492,572	567,154	795,873	1,018,967
純資産額 (千円)	1,427,909	2,170,876	2,252,779	4,382,197	5,522,920
総資産額 (千円)	7,781,820	8,075,902	9,164,127	11,919,510	14,222,281
1株当たり純資産額 (円)	119.01	167.55	184.01	332.57	415.15
1株当たり当期純利益 (円)	23.94	40.26	43.93	63.44	76.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	40.23	-	-	-
自己資本比率 (%)	18.3	26.9	24.6	36.8	38.8
自己資本利益率 (%)	22.0	27.4	25.6	24.0	20.6
株価収益率 (倍)	-	11.1	14.3	14.2	63.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,057,955	990,386	1,317,536	1,651,228	1,773,585
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	268,663	252,712	1,782,213	1,474,516	2,063,998
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	555,302	309,276	362,206	1,778,337	827,704
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,475,504	1,903,901	1,801,430	3,756,479	4,293,770
従業員数 (人)	187	180	188	193	204
(外、平均臨時雇用者数)	(24)	(26)	(30)	(31)	(30)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2017年7月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行いました。また、2019年9月14日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で、2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式1.3株の割合で株式分割を行いました。第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 第53期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2017年12月22日付で名古屋証券取引所市場第二部に上場したため、新規上場日から第54期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。また、第55期及び第56期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 第53期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
- 2019年9月14日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行いました。また、2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式1.3株の割合で株式分割を行いました。第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して株価収益率を計算しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	3,149,406	3,163,691	3,243,096	3,516,447	3,664,527
経常利益 (千円)	439,289	406,598	585,356	741,594	890,224
当期純利益 (千円)	314,784	375,003	476,228	592,727	667,737
資本金 (千円)	273,640	417,296	418,016	752,971	752,971
発行済株式総数 (株)	6,153	3,322,300	3,324,300	13,386,750	13,386,750
純資産額 (千円)	1,361,008	1,986,407	1,977,383	3,903,654	4,693,147
総資産額 (千円)	7,051,763	7,272,829	8,168,514	10,678,893	12,540,019
1株当たり純資産額 (円)	113.43	153.31	161.52	296.26	352.75
1株当たり配当額 (円)	6,000	12	15	5	5
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	26.24	30.65	36.89	47.25	50.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	30.63	-	-	-
自己資本比率 (%)	19.3	27.3	24.2	36.6	37.4
自己資本利益率 (%)	25.8	22.4	24.0	20.2	15.5
株価収益率 (倍)	-	14.6	17.0	19.1	97.2
配当性向 (%)	11.7	10.0	10.4	10.6	9.9
従業員数 (人)	170	165	171	176	186
(外、平均臨時雇用者数)	(23)	(24)	(26)	(26)	(25)
株主総利回り (%)	-	-	140.8	203.4	1,095.1
(比較指標：配当込みTOPIX)	(-)	(-)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	-	2,037	2,730	1,605 (4,965) (2,395)	5,130
最低株価 (円)	-	1,433	2,010	772 (2,405) (1,413)	870

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 2017年7月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行いました。また、2019年9月14日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で、2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式1.3株の割合で株式分割を行いました。第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第53期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第54期は当社株式が2017年12月22日付で名古屋証券取引所市場第二部に上場したため、新規上場日から第54期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。また、第55期、第56期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第57期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 第53期の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。

5. 2019年9月14日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行いました。また、2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式1.3株の割合で株式分割を行いました。第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して株価収益率を計算しております。

6. 2019年9月14日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行いました。また、2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式1.3株の割合で株式分割を行いました。第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して配当性向を計算しております。

7. 第53期及び第54期の株主総利回りは、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

なお、第55期から第57期の株主総利回りは、6事業年度前の事業年度の末日における金融商品取引所での株価が存在していないため、第54期末日の株価(1,750円)を基準として暫定的に記載しております。

8. 第53期の最高株価及び最低株価は、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
9. 第54期の最高株価及び最低株価は、名古屋証券取引所(市場第二部)におけるものであります。
10. 第55期の最高株価及び最低株価は、当社が2018年12月21日に東京証券取引所(市場第二部)へ重複上場したため、主要な金融商品取引所である東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。
11. 第56期の最高株価及び最低株価は、当社が2019年12月24日に東京証券取引所(市場第一部)および名古屋証券取引所(市場第一部)に銘柄指定されましたが、主要な金融商品取引所である東京証券取引所(市場第二部および市場第一部)におけるものであります。
12. 2019年9月14日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行いました。また、2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式1.3株の割合で株式分割を行いました。第56期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、上段()内に2019年9月14日付の株式分割前の最高株価及び最低株価、下段()内に2020年2月1日付の株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
13. 第57期の最高株価及び最低株価は、主要な金融商品取引所である東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2【沿革】

当社は、1952年静岡県浜松市において、一般廃棄物取扱業務を行うことを目的として、現在の株式会社ミダックの前身である「小島清掃社」を創業いたしました。

その後、1964年に社会的信用の向上を図ることを目的として小島清掃株式会社を設立、産業廃棄物の収集運搬業務、処分業務も行うことで事業拡大を図り、1996年に商号を「株式会社ミダック」に変更いたしました。

これまでの経緯は、次のとおりであります。

1952年 4月	浜松市にて小島清掃社を創業、同月に浜松市清掃課認可により一般廃棄物取扱業務を行う
1960年 4月	静岡県浜名郡可美村（現浜松市）より一般廃棄物の収集・運搬、処分の委託を受ける
1964年 7月	社会的信用の向上を図ることを目的として小島清掃社を法人化し、小島清掃株式会社を設立
1972年 9月	静岡県の許可を得て、収集・運搬、最終処分業務を行う
1986年 5月	浜松市に廃液処理施設を新設
1988年 4月	浜松市より産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業の許可を取得、同市に管理型最終処分場を新設
1992年10月	本社工場内に活性汚泥処理施設を増設
1993年10月	本社工場内に主に感染性廃棄物の処理を行う乾留施設を新設
1996年 7月	株式会社ミダックへ商号変更
1997年 3月	本社工場内に特定有害産業廃棄物処理施設を増設
1997年 5月	静岡県富士宮市に富士宮事業所（中間処理施設）を開設
1998年 1月	浜松市に100%子会社として有限会社ミダック分析センターを設立
1998年 4月	株式会社ミダックが静岡県磐田郡福田町（現磐田市）に福田事業所（焼却処理施設）を開設
2000年 3月	株式会社ミダックが静岡県富士宮市に株式会社ミダックふじの宮を設立
2001年 9月	共同出資会社と共同出資事業に関する基本契約を締結し、株式会社ミダックふじの宮に共同出資会社が50%出資
2001年12月	株式会社ミダックが本社にてISO14001の認証取得 株式会社ミダックが愛知県豊橋市に豊橋事業所（汚泥処理施設）を開設
2002年 4月	株式会社ミダックが東京都世田谷区に東京営業所を開設
2002年12月	株式会社ミダックふじの宮が一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設を開設
2003年 8月	株式会社ミダックが産業廃棄物の中間処理（選別・混練・破碎・選別）を目的とし、愛知県豊橋市に100%子会社として株式会社ニーズを設立
2003年10月	株式会社ミダックが豊橋事業所の営業を株式会社ニーズに譲渡
2003年11月	株式会社ミダックが産業廃棄物のリサイクル（路盤材の製造）を目的とし、愛知県豊橋市に100%子会社として株式会社創積を設立
2004年 4月	株式会社ミダックが浜松市に100%子会社として株式会社ミダックライナーを設立
2004年 6月	株式会社ミダックが株式会社ミダックライナーに一般廃棄物収集運搬事業を譲渡
2004年 7月	株式会社ミダックが浜松市に株式会社ミダックホールディングスを純粋持株会社として設立、株式会社ミダック及びグループ各社を子会社とする持株会社体制へ移行
2004年 8月	株式会社ミダック福田事業所の操業を休止
2004年10月	株式会社創積が、愛知県豊橋市に産業廃棄物リサイクル施設を開設 株式会社ミダックホールディングスが、アイ・クリーン刈谷株式会社を名古屋市に設立（出資比率75.0%）
2005年 1月	株式会社ミダックの東京営業所を川崎市に移転
2005年 4月	株式会社ミダックホールディングスが浜松市に100%子会社として有限会社サン・ミダックを設立し、株式会社ミダックのアグリ事業を移管
2005年 7月	株式会社ミダックが名古屋市に名古屋営業所を開設
2006年 3月	株式会社ミダックが株式会社ニーズ、株式会社創積、アイ・クリーン刈谷株式会社、有限会社ミダック分析センターを吸収合併 株式会社ミダックライナーが有限会社サン・ミダックを吸収合併

2007年 8 月	株式会社ミダックが福田事業所を廃止
2010年 4 月	株式会社ミダックが株式会社ミダックホールディングス、株式会社ミダックライナーを吸収合併
2011年 4 月	株式会社ミダックふじの宮を株式会社ミダックが完全子会社化
2012年 3 月	株式会社ミダックが株式会社ミダックふじの宮を吸収合併
2013年 1 月	株式会社ミダックが岐阜県関市に関事業所を開設
2015年 3 月	株式会社ミダックが株式会社三晃（現・連結子会社）を完全子会社化
2015年12月	株式会社ミダックが株式会社三生開発（現・連結子会社 株式会社ミダックはまな）を完全子会社化
2017年 6 月	呉松事業所の最終処分場については、埋立能力に相当する埋立が完了したことから、行政への終了届を提出
2017年12月	株式会社名古屋証券取引所市場第二部上場
2018年12月	浜松市より新規管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可証を取得 株式会社東京証券取引所市場第二部上場
2019年12月	株式会社東京証券取引所市場第一部上場 株式会社名古屋証券取引所市場第一部上場

3【事業の内容】

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえのない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理等に関するソリューション事業を手掛けております。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社2社で構成されております。

セグメントは、(1)廃棄物処理事業（当社、株式会社三晃及び株式会社ミダックはまな）(2)収集運搬事業（当社）(3)仲介管理事業（当社）の3つとしており、これは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

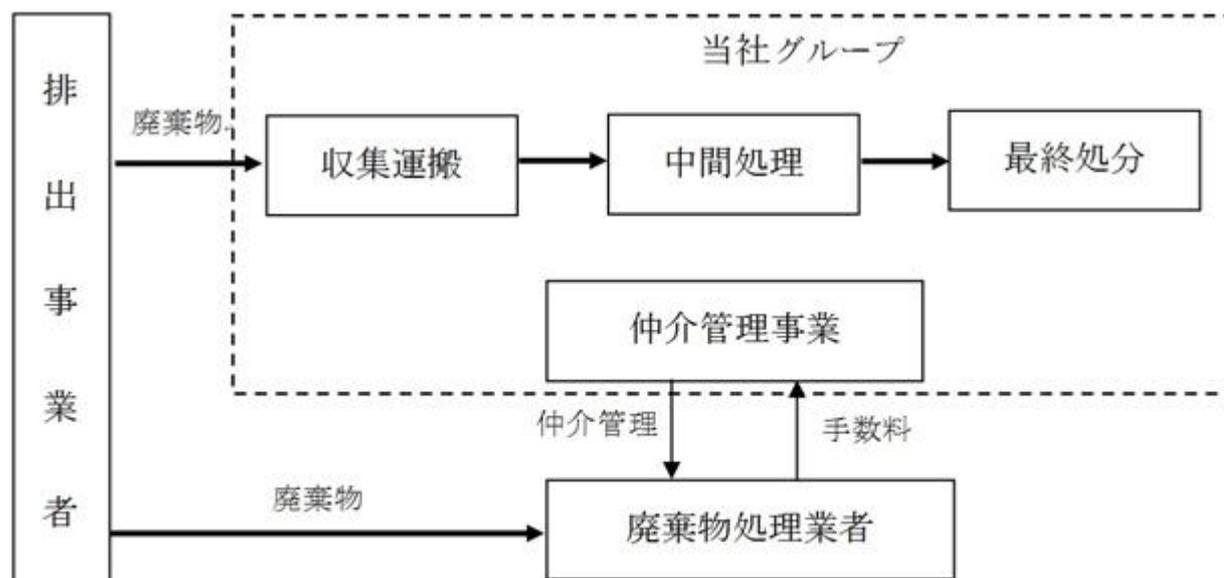
主な事業の内容は以下のとおりであります。当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。

(1)廃棄物処理事業としては、自社施設による廃棄物処理サービスを行っております。

(2)収集運搬事業としては、廃棄物の収集運搬サービスを行っております。

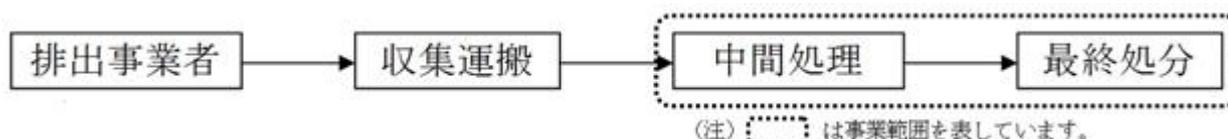
(3)仲介管理事業としては、処理業者への排出事業者紹介サービスを行っております。

なお、当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



(注) 〰〰〰は事業範囲を表しています。

(1) 廃棄物処理事業



(注) 〰〰〰は事業範囲を表しています。

廃棄物の中間処理

排出事業者から排出された廃棄物を処理施設において中間処理する業務であり、最終処分に先立って脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行います。

当社グループでは、多種の廃棄物を中間処理できる施設を保有しており、一般的な污泥・廃液だけではなく、有害物質を多く含んだ廃棄物や、引火性、腐食性の廃棄物の処理にも対応できるよう、「特別管理産業廃棄物処分量」の事業許可を取得しております。また、焼却処理に関しては、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に加え、一般廃棄物の許可も取得しており、地方自治体から処理を委託されることもあります。

現在、当社グループが所有している中間処理の処理業の許可のうち、優良産廃処理業者認定制度（注）に基づき優良認定を受けている地域は、静岡県、岐阜県、浜松市、豊橋市であります。

廃棄物の搬入時には受入検査、計量を行い、処理後残さは必要に応じて性状分析を行い、最終処分場やリサイクル施設へ搬出いたします。

当社グループにおける処理施設は以下のとおりとなっております。

<株式会社ミダック 本社事業所>

汚泥、廃液の中間処理施設 (活性汚泥、凝集沈殿、脱水、中和、天日乾燥、油水分離)	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やりサイクル処理を行います。
---	--

<株式会社ミダック 呉松事業所>

固形廃棄物の中間処理施設 (破碎)	固形廃棄物を細かく砕き、容積を減量することによって、埋立処分量の減量及び次処理の工数削減をします。
----------------------	---

<株式会社ミダック 豊橋事業所>

汚泥等の中間処理施設 (選別・混練)	泥状廃棄物のリサイクルを容易にするため、異物を取り除き、水や薬剤を加えて混合し、性状調整を行います。また、有害物質を含む廃棄物に関しては薬剤を加えて無害化し、最終処分を行えるようにします。
廃棄商品等の中間処理 (破碎・選別)	不良品等の廃棄商品について、破碎することにより容器と内容物を分離し、それぞれについてリサイクルが容易にできるようにします。

<株式会社ミダック 富士宮事業所>

各種廃棄物の焼却施設 (焼却、シアンの熱分解)	固形物から廃液まで各種廃棄物を焼却し、減量化、無害化します。
汚泥、廃液の中間処理施設 (凝集沈殿、脱水、中和、油水分離)	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やりサイクル処理を行います。

<株式会社ミダック 関事業所>

汚泥、廃液の中間処理施設 (凝集沈殿、脱水、油水分離)	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やりサイクル処理を行います。
--------------------------------	--

<株式会社三晃>

汚泥等の中間処理施設 (コンクリート固化)	泥状廃棄物について、リサイクルを容易にしたり、最終処分を行えるようにしたりするため、薬剤とセメントを加えて混合し、性状調整を行います。
--------------------------	---

(注) 優良産廃処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令指定都市が審査して認定する制度です。

廃棄物の最終処分

リサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てます。

最終処分場は、廃棄物処理法によって遮断型最終処分場、安定型最終処分場及び管理型最終処分場の3つに分類され、それぞれの処分場において埋立処分できる産業廃棄物と最終処分場の構造基準・維持管理基準が定められています。

遮断型最終処分場は、埋立処分判定基準に適合しない廃棄物(有害な産業廃棄物及び有害な特別産業廃棄物)を埋め立てる処分場です。安定型最終処分場は、有害物や有機物などが付着しておらず、雨水等にさらされてもほとんど変化しない廃棄物を埋め立てる処分場です。管理型最終処分場は、埋立処分判定基準を満たした産業廃棄物及び安定型産業廃棄物を埋め立てる処分場です。

当社グループが所有するのは、安定型最終処分場及び管理型最終処分場であり、また、現在、当社グループが所有している最終処分の処分業の許可については、優良産廃処理業者認定制度に基づき優良認定を受けております。

当社グループにおける処理施設は以下のとおりとなっております。

なお、株式会社ミダック呉松事業所の最終処分場につきましては、埋立能力に相当する埋立が完了したことから、行政への終了届を2017年6月27日に提出しております。

<株式会社ミダック 呉松事業所>

固形廃棄物の最終処分場 (管理型最終処分場)	廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物13種類(石綿含有産業廃棄物含む)(注)と特別管理産業廃棄物である廃石綿等を埋め立てます。
---------------------------	--

(注) 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物とは、特別管理産業廃棄物である廃石綿等以外で、一定量を超える石綿を含有する産業廃棄物のことを言います。)

<株式会社ミダックはまな 遠州クリーンセンター>

固形廃棄物の最終処分場 (管理型最終処分場)	廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物12種類(石綿含有産業廃棄物含む)(注)を埋め立てます。
---------------------------	---

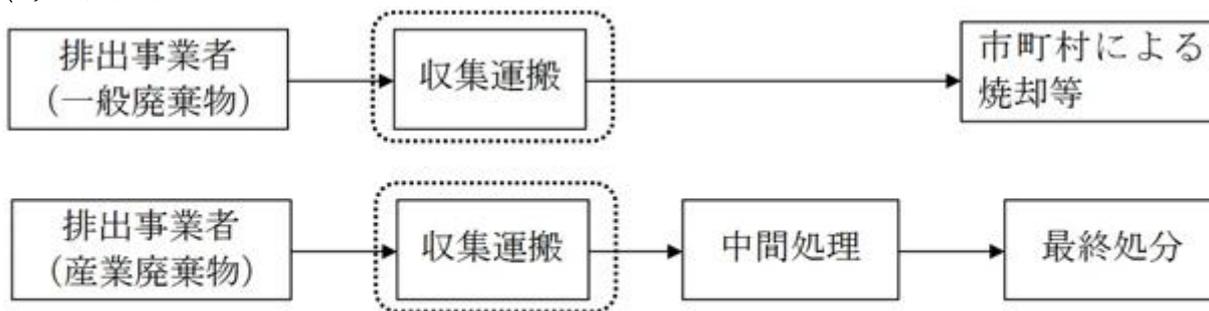
(注) 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物

<株式会社ミダックはまな 浜名湖クリーンセンター>

固形廃棄物の最終処分場 (安定型最終処分場)	廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物4種類(石綿含有産業廃棄物含む)(注)を埋め立てます。
---------------------------	--

(注) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(2) 収集運搬事業



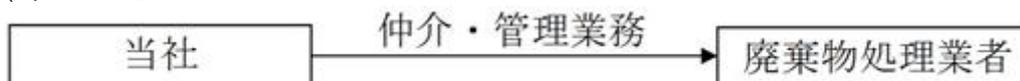
(注) ・・・は事業範囲を表しています。

廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理場まで運搬する業務であり、固形物から廃液まで多種の廃棄物を運搬できる車両を保有しております(脱着式コンテナ車、タンクローリー車、パッカー車等)。

収集運搬量、運搬距離等に応じて排出事業者から料金を受け取ります。

また、運行管理システム(GPS機能付デジタルタコメーターから運行データを収集するシステム)を活用し、個々の乗務員の運行軌跡や運転マナーを安全な収集運搬を行うために管理しております。

(3) 仲介管理事業



廃棄物処理業者向けに、当社グループの営業員が廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うというサービスを行っております。

当社グループと協力関係にある廃棄物処理業者に対して、その業者が求める廃棄物(排出事業者)を紹介するとともに、当該廃棄物処理業者と排出事業者の取引における事務手続等の代行も併せて行っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ミダックはまな (注)3	浜松市西区	10,000	廃棄物処分手業	(所有) 100.0	顧客及びグループ内で発生 する産業廃棄物の最終処分 施設。 役員3名の兼務あり。
株式会社三晃	愛知県春日井市	10,000	廃棄物処分手業	(所有) 100.0	中京圏における廃棄物処理 の拠点。 役員1名の兼務あり。

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。

3. 株式会社ミダックはまなについては、特定子会社であり、売上高(連結会社相互間の内部売上を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	2,315,551千円
	(2) 経常利益	1,666,800千円
	(3) 当期純利益	1,054,946千円
	(4) 純資産額	1,976,325千円
	(5) 総資産額	3,078,473千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
廃棄物処分事業	73 (17)
収集運搬事業	50 (6)
仲介管理事業	51 (4)
報告セグメント計	174 (27)
全社(共通)	30 (3)
合計	204 (30)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(嘱託・契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
186 (25)	42.9	9.6	5,131,036

セグメントの名称	従業員数(人)
廃棄物処分事業	55 (12)
収集運搬事業	50 (6)
仲介管理事業	51 (4)
報告セグメント計	156 (22)
全社(共通)	30 (3)
合計	186 (25)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(嘱託・契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、1952年の創業以来、廃棄物問題に深く関わる中で、大量の廃棄物を生み出す経済・社会の構造を見直し、「持続可能な循環型社会」の実現こそ重要であると深く認識するに至りました。

これまで、当社は廃棄物処理のエキスパートとして、常に時代のニーズに応え、確かな技術でお客様からの信頼・信用を得ることに、誠心誠意努力してまいりました。

これからも社会・お客様のニーズに応え、最上級の満足を頂けますよう、「安心・安全」をキーワードに、信頼され信用される企業であり続けるよう、全社一丸となって邁進してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、企業価値の最大化のための経営指標として経常利益率20%以上、ROE15%以上を目指しております。

(3) 経営環境

当社グループの主要顧客である製造業から排出される廃棄物は、緊急事態宣言後の生産活動の回復に伴い徐々に増加してまいりましたが、飲食店などは、コロナ禍における感染対策の実施により、客足にも回復の兆しが見られるものの、廃棄物の排出に関しては依然として低調な推移となりました。

他方、昨今の自然災害は、人命や地域社会に大きな被害をもたらすとともに、大量の災害廃棄物を発生させております。この災害廃棄物を迅速かつ安全に処理するためには、社会インフラとしての最終処分場が必要不可欠となっております。このように、廃棄物処理業の社会的役割が一層重要になる状況において、当社グループは、社会やお客様のあらゆるニーズに応えるため収集運搬から中間処理、そして最終処分までの一貫処理体制の充実により、市場競争力の向上並びにお客様に対しては、これまで以上に「安心・安全」な質の高いサービスを提供してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染症拡大防止策の徹底や有効なワクチンの普及により、景気は徐々に回復基調となることが見込まれますが、終息時期を見通すことは出来ず、依然として先行き不透明な状況が続くものと予測されます。

こうした状況にあっても、廃棄物処理業は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、公衆衛生の観点や医療活動の円滑化のために、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物等を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。なお、産業廃棄物処理業は業界として景気に左右されにくい特徴があるうえに、当社グループは多数の処理施設や許可を保有していることにより幅広い顧客基盤を築いていることから、新型コロナウイルスの感染拡大によっても業績への影響は受けにくいと判断しております。

このような状況のもと、当社グループは引き続き収集運搬から最終処分までの廃棄物一貫処理体制を基盤とし、事業基盤の拡充並びに競争力強化に向けた諸施策を推進してまいります。

コンプライアンス体制の強化

環境関連事業である廃棄物処理業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を経営上、最も重要な課題と位置付けており、役職員全員の法令遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策の実施を図り、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

新規廃棄物処理施設の拠点展開

事業地域を拡大し、成長を続けるためには需要が見込める有望地域への新規廃棄物処理施設の展開が不可欠となります。太平洋ベルト近辺に焼却施設及び最終処分場の設置候補地を複数選定し、同時並行的に計画を推進することで、早期に設置許可を取得し、事業の更なる拡大を目指す方針であります。特に、廃棄物排出量が最も多い関東方面への展開に注力し、新規廃棄物処理施設の設置候補地を選定してまいります。

今般、関東方面への進出の第一歩として、焼却施設向けの土地取得に向けた協議を進めております。

また、当社は現在、奥山の杜クリーンセンターとして、浜松市北区に新規最終処分場の設置を計画しております。本計画は、埋立容量300万 m^3 を超える東海地区でも大型の管理型最終処分場ですが、2018年12月20日に浜松市より産業廃棄物処理施設設置許可を取得し、現在は施設の稼働に向けて工事を進めている段階でありま

す。なお、最終処分場の設置は大規模案件でもあり稼働までには一定期間を要します。稼働時期につきましては、2022年4月以降を予定しております。

今後におきましても、新規廃棄物処理施設の展開については、自社での対応だけに限定せず、M & Aなど柔軟かつスピーディに対応する方針であります。

優秀な人材の確保と育成

当社グループの主たる業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の非常に厳しい法的規制を受けております。

法令遵守及び専門的知識に基づいた適切なサービスの提供は今後の当社グループの業績向上や成長には欠くことの出来ない重要な要素であり、そのためには、優秀な人材の採用と教育が重要な課題と認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を実施し、当社グループの経営方針、姿勢に共感を持った人材の採用と、従業員のモチベーション向上のため新人事制度の定着及び働きやすい職場環境の推進と、さらなるワークライフバランスの向上が必要と考えております。人材育成においては、教育研修制度として社内共通研修、階層別研修、部門専門研修を導入しており、各人のキャリアプラン支援を積極的に図ってまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)「廃棄物処理法」について

法的規制について

当社グループは、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理を主たる業としており、当該事業は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）及びその関係法令等により規制されております。基本法である「廃棄物処理法」では、廃棄物の適正処理のための様々な規制を行っております。基本的に廃棄物処理業は許可制であり、業務にあたっては各都道府県知事又は政令市長の許可が必要とされ、廃棄物処理施設の新設・増設に関しても各都道府県知事又は政令市長の許可を必要とする旨規定されております。

当社グループは、「廃棄物処理法」に基づいて廃棄物の処理を行うために必要な許可を取得しておりますが、万一「廃棄物処理法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取消し等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、「廃棄物処理法」及びその関係法令以外にも、「毒物及び劇物取締法」や「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」、「労働安全衛生法」等による規制を受けております。これらの法規制の改廃や新たな法規制、条例等の制定による規制強化があった場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(主要な法的規制)

対象	法令等名	監督官庁	法的規制の内容
収集運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の許可基準、収集、運搬、保管、委託契約、及び産業廃棄物管理票に関する基準
中間処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の中間処理に関する許可基準、処理、保管、委託契約、産業廃棄物管理票に関する基準
最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の最終処分に関する許可基準、処理、委託契約、産業廃棄物管理票に関する基準
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	最終処分場の構造、維持管理に関する基準

(主要な行政指導)

対象	監督官庁	行政指導	行政指導の概要
廃棄物処理委託	静岡県 浜松市 愛知県 岐阜県	廃棄物処理に関する条例	廃棄物処理委託先の現地確認等に関する基準
産業廃棄物積替保管	浜松市	廃棄物処理に関する条例	産業廃棄物の積替保管の許可の基準
県外廃棄物搬入	静岡県 浜松市 愛知県 岐阜県	廃棄物処理に関する条例	県外廃棄物の搬入における協議・報告に関する基準
施設維持管理	浜松市	廃棄物処理に関する条例	廃棄物処理施設の維持管理状況の公開に関する基準

廃棄物処理業の許可について

「廃棄物処理法」上、一般廃棄物処理業許可の有効期間は2年間、産業廃棄物処理業許可の有効期間は5年間（優良認定を受けている場合は7年間）とされており、当該有効期間を超えて事業を継続する場合には許可を更新する必要があります。また、当社グループの新たな事業展開に際し、事業範囲の変更許可又は事業許可の新規取得が必要となる場合があり、これらの更新や許可取得のためには「廃棄物処理法」上の基準（第14条第5項又は第10項等）に適合していることが要求されます。

現在のところ、当社グループは当該基準に適合しており、許可更新の障害となる事由はありません。しかしながら、今後の許可の更新、変更許可又は新規許可取得時におきまして当社グループが当該基準に不適合と判定された場合、更新等が認められないこととなります。このような場合には一部又は全部の業務を停止せざるを得ず、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、「廃棄物処理法」上、不法投棄、無許可営業、無許可事業内容変更又はマニフェスト虚偽記載等の違法行為を行い、行政処分を受ける、もしくは申請者が欠格要件（「廃棄物処理法」第14条第5項第2号）に該当するなど一定の要件（「廃棄物処理法」第14条の3、第14条の3の2等）に該当する場合には、当社グループに対し事業の停止命令又は許可の取消処分がなされる場合があります。

当社グループにおきましては、従業員教育と内部監査により法令遵守の徹底を図っており、法令に則さない処理が行われぬよう努めております。しかしながら、役員や従業員の過失により万一法令に抵触する行為があった場合には、事業の停止や許可の取消しによって当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

以下は当社グループが当連結会計年度末において保有している「廃棄物処理法」に基づく許可の一覧であります。なお、「廃棄物処理法」において、有効期限前に更新申請をした場合、その許可・不許可が決定するまでは、従前の許可が有効となります。

（株式会社ミダック）

（産業廃棄物収集運搬業許可）

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2023年4月12日	第06311001642号
静岡県(優良)	2023年2月9日	第02201001642号
愛知県(優良)	2024年11月26日	第02300001642号
岐阜県(優良)	2025年9月3日	第02100001642号
三重県(優良)	2023年8月25日	第02400001642号
神奈川県(優良)	2025年9月21日	第01402001642号
東京都(優良)	2025年10月17日	第1300001642号
長野県(優良)	2025年8月19日	第2009001642号
滋賀県(優良)	2025年8月20日	第02501001642号
山梨県	2023年3月18日	第01900001642号

（産業廃棄物処分業許可）

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2023年4月12日	第06321001642号
静岡県(優良)	2024年3月29日	第02221001642号
豊橋市(優良)	2025年4月5日	第09620001642号
岐阜県(優良)	2025年1月7日	第02120001642号

（特別管理産業廃棄物処分業許可）

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2022年7月13日	第06371001642号
静岡県(優良)	2024年3月29日	第02271001642号
豊橋市(優良)	2025年4月5日	第09670001642号
岐阜県(優良)	2025年1月7日	第02170001642号

（一般廃棄物収集運搬業許可）

市町村名	有効期限	許可番号
浜松市	2022年3月31日	第2号
磐田市	2022年3月31日	第20-01-019号
袋井市	2022年3月31日	袋井市一廃許可第20号
森町	2022年3月31日	森住環許可第12号
掛川市	2022年3月31日	11号
富士宮市	2022年3月31日	富生許第10号(注)

（特別管理産業廃棄物収集運搬業許可）

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2022年8月3日	第06361001642号
静岡県(優良)	2022年8月3日	第02251001642号
愛知県(優良)	2022年9月26日	第02350001642号
岐阜県(優良)	2025年9月3日	第02150001642号
三重県(優良)	2023年10月26日	第02450001642号
神奈川県(優良)	2026年2月20日	第01452001642号
東京都(優良)	2027年5月25日	第1350001642号
長野県(優良)	2025年8月19日	第2059001642号
滋賀県(優良)	2025年8月20日	第02551001642号

（産業廃棄物処理施設設置許可（設置届））

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(破碎施設)		浜保環第1564号
浜松市(破碎施設)		第011108221号
浜松市(最終処分場)		第180214321号
浜松市(破碎施設)		第180115021号
静岡県(焼却施設)		第050110019号
静岡県(脱水施設)		第050120015号
静岡県(中和施設)		第050120014号
静岡県(シアン分解施設)		第050111039号
静岡県(油水分離施設)		第050120012号
岐阜県(脱水施設)		岐阜県指令廃対第52号の6
岐阜県(油水分離施設)		岐阜県指令廃対第52号の7

（一般廃棄物処理施設設置許可（設置届））

都道府県・市名	有効期限	許可番号
静岡県(焼却施設)		循廃第47-2号

（一般廃棄物処分業許可）

市町村名	有効期限	許可番号
富士宮市	2022年3月31日	富生許第10号(注)

（注）一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する許可となっております。

(株式会社三晃)

(産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県(優良)	2027年2月12日	第02310004488号
岐阜県(優良)	2026年7月19日	第02100004488号
三重県(優良)	2027年3月19日	第02400004488号
滋賀県	2025年4月2日	第02501004488号
山口県	2022年2月26日	第03500004488号
北九州市	2028年2月20日	第07600004488号

(産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県	2025年2月12日	第02320004488号

(株式会社ミダックはまな)

(一般廃棄物収集運搬業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
浜松市	2022年3月31日	第25号

(産業廃棄物処分業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	2023年7月28日	第06331009796号

(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県(優良)	2025年9月23日	第02360004488号
岐阜県	2023年7月4日	第02150004488号
三重県	2023年5月25日	第02450004488号
滋賀県	2025年4月2日	第02551004488号
山口県	2022年2月26日	第03550004488号
北九州市	2023年8月18日	第07650004488号

(産業廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(最終処分場)		第080114222号
浜松市(最終処分場)		第070114323号

(2) 廃棄物の最終処分場について

最終処分場の維持管理について

操業中の最終処分場につきましては、受入廃棄物の確認、施設点検、水質検査等を実施し、環境への影響を監視しており、また、操業が終了した後も周辺環境に影響が出なくなるまで長期間(当局の許可が下りるまで)に亘って維持管理を行うことが義務づけられております。当社グループといたしましては、操業中及び操業終了後の処分場を徹底した遵法体制の下に維持管理していく方針であります。万一、天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する事態が発生した場合、企業としての信用を毀損し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

新規最終処分場の開発について

最終処分場は所定の埋立容量を埋めてしまうと操業を終了することとなるため、当社グループでは事業計画に沿って、新たな最終処分場の開発計画を推進しております。最終処分場の開発計画にあたっては、予測できない何らかの事由で開発の延期や中止の判断をせざるを得なくなることがあります。計画が遅延すれば、コストの高い他社の最終処分場を利用する必要性が高まりますし、計画が中止となれば既支払額が毀損する可能性があり、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。なお、当社が計画する浜松市北区の管理型最終処分場の設置許可に関して、許可権者の浜松市は、反対派住民より設置許可取り消しを求める訴訟の提起を受けております。

(3) 自然災害、火災、事故等について

中部地方における大規模な地震の発生や富士山の噴火が懸念されていることは既に周知の事実であります。そのような事態に備えて、当社グループにおきましては「事業継続計画」(BCP)を策定する一方、同業者と「災害時相互応援協定」を締結しており、有事の際にも事業への影響が小さくなるよう努めております。しかしながら、万一東海地震が発生した場合、東海4県に事業拠点と顧客の大半が集中している当社グループにとっては大きな打撃となり、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは廃棄物の収集運搬に多数の車両を利用しているほか、廃棄物処理施設では危険物、毒物及び劇物を扱っております。業務の遂行にあたり、人命の尊重を最優先とし安全対策に努めておりますが、重大な火災、事故等を発生させてしまった場合は、社会的信用が低下し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特別管理廃棄物の取扱いについて

特別管理廃棄物とは、廃棄物のうち爆発性、感染性、毒性その他健康や住環境に被害を及ぼす恐れがあり、特別な取扱いを要する物を指します。当社グループでは、様々な特別管理廃棄物について取扱いの許可を取得しており、事業展開における優位性の一つにもなっております。しかしながら、運搬車両や処理施設が不慮の事故や災害に遭遇し、特別管理廃棄物の流出等の事態を招いた場合には、社会的信用が低下し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 借入金への依存度について

一般に、廃棄物処理業は装置産業であり、施設設置には多額の資金を要します。当社グループにおきましては、2015年12月に最終処分場を運営する産業廃棄物処理会社を買収したことや、浜松市北区に設置を計画している新規最終処分場の工事代金の支払いに充当するための短期借入金などにより、当連結会計年度末の有利子負債残高は、6,704百万円となっております。

当社グループの有利子負債依存度は当連結会計年度末で47.1%であり、資金調達は主に銀行からの借りに依存しております。そのため、金利の上昇傾向が続いた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 業界における競争の激化について

環境ビジネスの一角として廃棄物処理業への注目は今後一層高まるものと予想され、それに伴って他業界からの新規参入も増加するものと考えられます。当社グループが事業基盤としている地域で新規参入による過当競争が発生した場合、価格競争から収益性が低下して当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 固定資産の減損について

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。当連結会計年度末における当社グループの固定資産は8,894百万円であり、そのうち、株式会社ミダックはまな等の買収により発生したのれんが1,147百万円を占めております。これらののれんにつきましては、のれんの効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。のれんを含め、固定資産について減損が生じていると判断される場合、当社グループは、減損損失を計上する必要があるため、当該減損損失の計上は当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 顧客情報の流出について

当社グループにおきましては、廃棄物の処理に関連して多くの顧客情報を取り扱っており、それらの情報に対する守秘義務を忠実に履行すべく努めております。しかしながら、管理の不徹底等により情報が外部に漏洩した場合、当社グループの社会的信用の低下とともに損害賠償請求等が発生して、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 地域住民との関係について

当社グループにおきましては、処理施設を設置している地域の周辺住民とは緊密に連絡を取り合い、相互理解の下に事業活動が円滑に進むよう配慮しており、各施設と周辺住民の関係は概ね良好に推移いたしております。しかしながら、流布される風評や報道内容に対する解釈の仕方によっては、地域住民と当社グループの間に見解の相違が生じ、地域住民との関係が悪化して、処理施設の操業が不可能になった場合、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新型コロナウイルス感染症について

当社グループは、多数の処理施設や許可を保有していることにより幅広い顧客基盤を築いていることから、特定の廃棄物や特定の業種に依存しない総合廃棄物処理企業であります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大が著しく進み、大多数の業種において廃棄物排出量が減少した場合、当社グループの売上高及び各段階利益に影響を及ぼす可能性があります。

(11) その他留意すべき事項

「廃棄物処理法」第7条の2第3項及び第14条の2第3項、並びに廃棄物処理法施行規則第10条の10第1項第2号八では、「発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者」の変更を廃棄物処理許可の届出事項として定めています。許可の新規取得や更新の申請時においても、発行済株式総数の5%以上を保有する株主または総出資額の5%以上を占める出資者について、書類の届出事項となっております。従いまして、当社の発行済株式総数の5%以上を保有する株主または総出資額の5%以上を占める出資者は住民票の写し、登記事項証明書等の提出が必要になります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020年4月には政府による緊急事態宣言が発出され、外出自粛要請等により景気は急速に悪化しました。緊急事態宣言後は、段階的な経済活動の再開も見られ、国内においても株高となる等、徐々に景気回復の兆しが見られましたが、第2波、第3波と感染者は再び増加し、2021年1月には、二度目の緊急事態宣言が発出されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

廃棄物処理業界におきましては、国内製造業の生産活動の回復につれ、廃棄物の受託量も徐々に増加してまいりました。また、当社の主要地域であります中部地域におきましても、自動車産業の生産は、年央以降、本格的な回復を見せており、廃棄物受託量に関してもコロナ前水準近くまで回復してまいりました。一方で、浜松市を中心とした飲食店などは、コロナ禍における感染対策の実施により、客足には回復の兆しが見られるものの、廃棄物の排出に関しては依然として低調な推移となりました。

このような状況のもと、当社グループは、収集運搬から最終処分までの廃棄物一貫処理体制をビジネスモデルとし、これまで以上に「安全・安心」な質の高いサービスの提供を目指してまいりました。

また、コロナ禍で需要が低迷する状況におきましても、自社が保有する多数の処理施設と許可の優位性を発揮することで、廃棄物の受託量の確保に努めてまいりました。

営業部門におきましては、営業活動が制限されるなか、休業や減産によって減少した廃棄物受託量を補填すべく、コロナ禍でも堅調な業種及び取引先に対して効率的な営業を展開することで廃棄物受託量の確保に努めてまいりました。

処理部門におきましては、コロナ禍での感染対策を実施しつつ、廃棄物の受入体制の強化に努めたほか、原価低減に向けた各種取り組みを積極的に推進してまいりました。

新規管理型最終処分場である奥山の杜クリーンセンターにおきましては、2022年4月以降の稼働に向けて工事は着々と進捗しております。

以上の結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ2,302百万円増加し、14,222百万円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,162百万円増加し、8,699百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,140百万円増加し、5,522百万円となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高5,701百万円（前年同期比9.4%増）、営業利益1,883百万円（同26.0%増）、経常利益1,848百万円（同27.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,018百万円（同28.0%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

廃棄物処理事業は、売上高4,775百万円（同9.8%増）、セグメント利益2,162百万円（同12.9%増）となりました。

収集運搬事業は、売上高756百万円（同6.0%増）、セグメント利益163百万円（同77.6%増）となりました。

仲介管理事業は、売上高169百万円（同13.3%増）、セグメント利益178百万円（同36.5%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、法人税等の支払額が742百万円（前年同期比29.1%増）と増加したものの、設置計画を推進しております新たな最終処分場への投資については短期借入金にて充当し、税金等調整前当期純利益が1,848百万円（同27.8%増）と増加したこと等の要因により前連結会計年度末に比べ537百万円増加し、当連結会計年度末には4,293百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,773百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

これは主に、収入要因として税金等調整前当期純利益1,848百万円、減価償却費379百万円、のれん償却額250百万円、支出要因として法人税等の支払額742百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は2,063百万円（同40.0%増）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出2,070百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は827百万円（同53.5%減）となりました。

これは主に、収入要因として短期借入金の純増額1,216百万円、支出要因として長期借入金の返済による支出567百万円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループの生産実績の内容は、販売実績とほぼ一致しているため、c.販売実績をご参照下さい。また、当社グループにおける生産実績とは、廃棄物の処理実績を意味します。

b. 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
廃棄物処分事業	4,774,712	109.9	17,350	96.3
収集運搬事業	756,467	106.0	-	-
仲介管理事業	169,505	111.0	3,672	93.4
合計	5,700,685	109.4	21,023	95.8

（注）1．受注残高は、連結会計年度末現在における搬入済みの処理受託廃棄物等の受託金額で計上しております。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	前年同期比（％）
廃棄物処分事業（千円）	4,775,372	109.8
収集運搬事業（千円）	756,467	106.0
仲介管理事業（千円）	169,765	113.3
合計（千円）	5,701,605	109.4

（注）1．セグメント間の取引については相殺消去しております。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3．販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上の主要な販売先がないため相手先別の記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は5,327百万円となり、前連結会計年度末に比べ644百万円増加しました。これは主に、現金及び預金の増加額537百万円、受取手形及び売掛金の増加額106百万円等によるものであります。また、固定資産は8,894百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,658百万円増加しました。これは主に、建設仮勘定の増加額1,350百万円等によるものであります。

この結果、総資産は、14,222百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,302百万円増加しました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は6,147百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,422百万円増加しました。これは主に、短期借入金の増加額1,216百万円等によるものであります。また、固定負債は2,551百万円となり、前連結会計年度末に比べ260百万円減少しました。これは主に、長期借入金の減少額287百万円等によるものであります。

この結果、負債合計は、8,699百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,162百万円増加しました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は5,522百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,140百万円増加しました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したこと等による利益剰余金の増加額953百万円、自己株式の処分による自己株式の減少額70百万円、資本剰余金の増加額114百万円等によるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、大型工事事業等が寄与したほか、連結子会社の株式会社ミダックはまなの受託量が好調であったことにより、5,701百万円（前年同期比9.4%増）となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は3,328百万円（同12.7%増）となり、売上高に対する比率は58.4%となりました。

売上原価は、富士宮事業所の定期修繕費用や、人件費などにより増加となりました。

(営業利益)

当連結会計年度の営業利益は1,883百万円（同26.0%増）となり、売上高に対する比率は33.0%となりました。

販売費及び一般管理費は、既存資産の償却終了により減少となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の経常利益は1,848百万円（同27.8%増）となり、売上高に対する比率は32.4%となりました。

営業外損益におきましては、短期借入金の増加により支払利息が増加しました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は1,018百万円（同28.0%増）となり、売上高に対する比率は17.9%となりました。増益により法人税、住民税及び事業税が増加しました。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、大型工事事業等が寄与し、また連結子会社の株式会社ミダックはまなにおいて、単価の高い廃棄物の受注に注力するとともに受託量の拡大を図ってきた結果、増収増益となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、前述の「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成状況

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおりであります。

当連結会計年度における経常利益率は32.4%、ROEは20.6%となりました。いずれの指標におきましても、目標とする経営指標を上回りました。今後におきましても、引き続きこれらの指標を上回ることができるよう取り組んでまいります。

d. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(廃棄物処分事業)

廃棄物処理業、建設業、自治体等から排出される廃棄物の受託量が増加しました。連結子会社であるミダックはまなにおきましても、高単価な廃棄物の受注に注力した結果、売上高は4,775百万円(前年同期比9.8%増)となり、セグメント利益は2,162百万円(同12.9%増)となりました。

セグメント資産は、前連結会計年度末に比べ261百万円減少の4,040百万円となりました。

(収集運搬事業)

大型工事業等々の受注があったことにより産業廃棄物の受託量は好調に推移しました。一方で、一般廃棄物におきましては、飲食業を中心に、休業や営業時間短縮等により、廃棄物受託量は低調に推移し、売上高は756百万円(同6.0%増)となり、セグメント利益は163百万円(同77.6%増)となりました。

セグメント資産は、前連結会計年度末に比べ9百万円減少の145百万円となりました。

(仲介管理事業)

大型工事業等々があったことにより、協力会社への仲介が好調に推移し、売上高は169百万円(同13.3%増)となり、セグメント利益は178百万円(同36.5%増)となりました。

セグメント資産は、前連結会計年度末に比べ50百万円増加の365百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業活動のための適切な資金確保及び適切な流動性の維持を図るにあたり、営業活動で得られた資金により設備投資の資金をまかなうことを基本方針としております。

当社グループは、手元流動性等の水準から、十分な流動性を確保していると考えておりますが、この資金を効率的な拡大再生産に振り向けていくことが経営課題であると認識しております。

なお、当社グループは、現在取引している金融機関と良好な関係を築いております。

今後の重要な資本的支出の予定につきましては、基本的に自己資金を財源とする予定であります。新規最終処分場の計画につきましては、大規模かつ稼働までに一定期間を要することから、金融機関からの借入金によって資金を調達する予定であります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。

当社グループでは、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、将来経営計画を重要な仮定として用いるとともに、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。なお、廃棄物処理業は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、公衆衛生の観点や医療活動の円滑化のために、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物等を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められています。また、当社グループは、多数の処理施設や許可を保有していることにより幅広い顧客基盤を築いていることから、新型コロナウイルス感染症の拡大が著しく進み、大多数の業種において廃棄物排出量が減少しない限り、業績に重要な影響を受けないとの見通しに基づき、会計上の見積りを行っております。

最終処分場維持管理引当金は、廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を計上しております。なお、「廃棄物処理法」及びその関係法令等に改廃が行われた場合や、新たな法規制、条例等の制定による規制強化があった場合には、当該引当金の見積りに影響を及ぼす可能性があります。また、操業終了後の処分場は徹底した遵法体制の下に維持管理していく方針ですが、万一天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する事態が発生した場合においては、当該引当金の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、新規最終処分事業を当社の連結子会社である株式会社ミダックはまなに会社分割（吸収分割）により承継することを決議し、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社ミダックはまなと吸収分割に関する契約を2021年5月25日に締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1） 連結財務諸表」の重要な後発事象をご参照ください。

(2) 当社は、2018年12月20日開催の取締役会において、固定資産（新規管理型最終処分場）の取得について以下のとおり決議し、同日に工事請負契約を締結いたしました。

取得の理由

当社は、静岡県浜松市北区における新規管理型最終処分場の設置計画を推進しておりますが、2018年12月20日に同最終処分場の設置許可証を浜松市より受理いたしました。

当社は2022年4月以降の稼働に向けて最終処分場の土木工事及び管理棟の建設並びに水処理施設の建設に着手する必要があると判断し、取締役会において工事請負契約を締結することを決議いたしました。

取得資産の概要

施設の名称	奥山の杜クリーンセンター
所在地	静岡県浜松市北区引佐町奥山1397番195 他35筆
埋立可能容量	3,125,591m ³
取得価額	約39億円
埋立期間	約30年（予定）
契約締結日	2018年12月20日
工事開始日	2019年2月1日
稼働開始時期	2022年4月以降（予定）

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資は、維持更新及び処理能力の向上を目的とし、廃棄物処分手業におきましては最終処分場関連設備、焼却関連設備の取得、収集運搬事業におきましては収集運搬車両の取得等、総額は2,129百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	のれん (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (浜松市東区)	廃棄物処分手業 収集運搬事業 仲介管理事業	総括業務設備 水処理設備 収集運搬設備	210,021	106,321	615,291 (19,562) [8,413]	-	32,177	963,812	120 (13)
豊橋事業所 (愛知県豊橋市)	廃棄物処分手業	破碎選別混練 設備	44,291	870	87,902 (8,828) [126]	-	525	133,590	6 (2)
富士宮事業所 (静岡県富士宮市)	廃棄物処分手業	焼却設備	216,675	346,597	180,000 (6,759)	26,080	3,484	772,837	34 (5)
関事業所 (岐阜県関市)	廃棄物処分手業	水処理設備	28,012	4,134	21,914 (1,291) [1,638]	-	458	54,519	6 (1)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等は含めておりません。

2. 上記中[]内は、賃借中の土地の面積で、外書であります。年間賃借料は9,133千円であります。

3. 従業員数の()は、平均臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

株式会社ミダックはまな

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			機械装置及 び運搬具 (千円)	最終処分場 (千円) (面積㎡)	のれん (千円)	施設設置権 (千円)		合計 (千円)
遠州クリーン センター (浜松市西区)	廃棄物処分手業	最終処分 設備	461	245,222 (26,467) [14,751]	780,720	158,000	1,184,404	8 (1)
浜名湖クリーン センター (浜松市西区)	廃棄物処分手業	最終処分 設備	322	398,201 (48,014)	341,004	42,500	782,027	6 (2)

(注) 1. 最終処分場については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に使用する設備費用等を計上しております。なお、金額には消費税等は含めておりません。

2. 上記中[]内は、賃借中の土地の面積で、外書であります。年間賃借料は2,045千円であります。

3. 従業員数の()は、平均臨時雇用者数を外書しております。

株式会社三晃

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)		合計 (千円)
春日井工場 (愛知県春日井市)	廃棄物処分手業	選別混練 施設	1,925	744	80,452 (2,324)	94	83,217	4 (2)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等は含めておりません。

2. 従業員数の()は、平均臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	富士宮事業所 (静岡県富士宮市)	廃棄物処分 事業	焼却設備	82,500		自己資金	2021年8月	2022年10月	(注)2
当社	奥山の杜 クリーンセンター (浜松市北区)	廃棄物処分 事業	最終処分場 土地・設備	4,884,135	3,301,925	借入金	2008年12月	2022年4月 以降	(注)3
当社	産廃収運グループ	収集運搬 事業	収集運搬設備	85,290		自己資金	2021年4月	2022年10月	(注)2
当社	焼却施設 (関東地域)	廃棄物処分 事業	焼却設備 土地・その他	1,067,000		増資資金	2019年12月	2021年12月	(注)2
(株)ミダックはまな	遠州クリーン センター	廃棄物処分 事業	最終処分場 設備	290,823	10,535	自己資金	2021年5月	2023年2月	(注)2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 第1期工事から第4期工事における第1期工事について記載しております。また、第4期工事完成後の最終的な総埋立容量は約312万 m^3 となります。増加能力に関連する参考情報として、既存の最終処分場(管理型最終処分場:遠州クリーンセンター)の廃棄物の埋立容量を示すと、約41万 m^3 であります。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	47,970,000
計	47,970,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,386,750	13,386,750	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	13,386,750	13,386,750	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権

決議年月日	2020年9月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の従業員 28
新株予約権の数(個)	84 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,812 (注)2
新株予約権の行使期間	2022年9月18日から2030年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,812 資本組入額 1株当たり 1,406 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものと

する。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記本項(1)記載の資本金等増加限度額から、上記本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「関係会社」を意味する。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)6に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6 . 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2017年7月31日 (注)1	3,070,347	3,076,500	-	273,640	-	296,420
2017年12月21日 (注)2	182,000	3,258,500	108,836	382,476	108,836	405,256
2018年1月22日 (注)3	49,800	3,308,300	29,780	412,256	29,780	435,036
2018年2月1日 (注)4	1,000	3,309,300	360	412,616	360	435,396
2018年2月9日 (注)4	500	3,309,800	180	412,796	180	435,576
2018年3月14日 (注)4	12,500	3,322,300	4,500	417,296	4,500	440,076
2018年9月3日 (注)4	500	3,322,800	180	417,476	180	440,256
2018年9月5日 (注)4	500	3,323,300	180	417,656	180	440,436
2018年9月10日 (注)4	500	3,323,800	180	417,836	180	440,616
2018年9月12日 (注)4	500	3,324,300	180	418,016	180	440,796
2019年9月14日 (注)5	6,648,600	9,972,900	-	418,016	-	440,796
2019年12月23日 (注)6	250,000	10,222,900	257,975	675,991	257,975	698,771
2020年1月16日 (注)7	74,600	10,297,500	76,979	752,971	76,979	775,751
2020年2月1日 (注)8	3,089,250	13,386,750	-	752,971	-	775,751

(注)1. 2017年7月13日開催の取締役会決議により、2017年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,070,347株増加し、3,076,500株となっております。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,300円
引受価額 1,196円
資本組入額 598円
払込金総額 217,672千円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,300円
資本組入額 598円
割当先 岡三証券(株)

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 2019年8月22日開催の取締役会決議により、2019年9月14日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は6,648,600株増加し、9,972,900株となっております。

6. 有償一般募集

発行価格 2,176円
引受価額 2,063円80銭
資本組入額 1,031円90銭
払込金総額 515,950千円

7. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 2,063円80銭
資本組入額 1,031円90銭
割当先 岡三証券(株)

8. 2019年12月3日開催の取締役会決議により、2020年2月1日付で普通株式1株につき1.3株の株式分割を

行っております。これにより発行済株式総数は3,089,250株増加し、13,386,750株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	21	26	23	41	-	2,219	2,330	-
所有株式数(単元)	-	17,049	1,226	43,275	7,947	-	63,745	133,242	62,550
所有株式数の割合(%)	-	12.80	0.92	32.48	5.96	-	47.84	100.00	-

(注) 自己株式 89,600株は、「個人その他」に 896単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フォンスアセット マネジメント	浜松市中区板屋町2番地 シティタワー浜松2702	4,095	30.80
熊谷勝弘	浜松市東区	2,094	15.75
高橋由起子	浜松市中区	705	5.31
熊谷裕之	浜松市中区	654	4.92
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	415	3.13
ミダック従業員持株会	浜松市東区有玉南町2163番地	410	3.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	326	2.45
矢板橋一志	浜松市中区	322	2.43
加藤恵子	浜松市中区	301	2.27
株式会社静岡銀行(常任代理人 日本スタートラスト信託銀行株式会社)	静岡市葵区呉服町1丁目10番地(東京都港区浜松町2丁目11番3号)	253	1.91
計	-	9,580	72.05

- (注) 1. 株式会社フォンスアセットマネジメントは、当社専務取締役である熊谷裕之及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。
2. 上記日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数415千株のうち、信託業務に係る株式数は415千株であります。
3. 上記株式会社日本カストディ銀行(信託口)所有株式数326千株のうち、信託業務に係る株式数は326千株であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 89,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,234,600	132,346	-
単元未満株式	普通株式 62,550	-	-
発行済株式総数	13,386,750	-	-
総株主の議決権	-	132,346	-

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ミダック	浜松市東区有玉南町 2163番地	89,600	-	89,600	0.67
計	-	89,600	-	89,600	0.67

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,200	7,117,960
当期間における取得自己株式	30	149,700

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
その他 (譲渡制限付株式報酬としての自己株式 の処分)	123,710	192,239,210	-	-
保有自己株式数	89,600	-	89,600	-

- (注) 1. 当期間における処理自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
2. 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社では、企業価値の向上によって株主利益を増大させることを最重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的实施を基本としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

剰余金の配当の基準日は、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日として、配当できる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき期末配当として1株当たり5円を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は9.9%となりました。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化及び今後のさらなる業容拡大を図るための投資に充当する等、有効に活用してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年5月14日 取締役会決議	66,485	5

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「企業は公器である」との基本理念に基づき、当社に関わるすべてのステークホルダーに対して責任ある経営を実現し、長期的な企業価値の拡大を図るために努力しております。その目的を実現させるためには、株主の権利と利益を守るための健全な経営とそれを裏付ける経営監視機能及び適時適切な情報開示が最重要課題の一つであると認識しております。

この課題を達成するために、当社は各会議体が形骸的なものになることを排し、取締役、幹部社員に積極的な発言を行うことを奨励しております。また、日常的にも意思疎通を緊密にし、忌憚のない意見交換ができる自由な雰囲気醸成することを心がけております。社長からの一方的な指示命令や馴れ合いの議論を排除し、リスクを考慮したうえで迅速な意思決定を行うとともに、相互の牽制を効かせることができる組織の構築を図っております。

その一方で当社は、監査等委員会を設置し監査等委員である取締役につきましては、それぞれの経験から、経営に対して厳格なチェックを行っております。また、内部監査室による内部監査を行っております。

このような体制とすることで、迅速な意思決定と経営監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。なお、情報開示につきましては、ステークホルダー間に情報格差が生じないよう適時公正な情報開示を心がけてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は長らく監査役会設置会社としておりましたが、従来取締役会での議決権を持たなかった監査役が取締役会での議決権を行使できるようになることでコーポレート・ガバナンスの強化を図る目的で2017年6月の定時株主総会で定款を変更し、監査等委員会設置会社に移行しております。

また、当社取締役会の監査・監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、以下の体制を採用しております。

a. 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名及び監査等委員である取締役3名で構成され、毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定しております。取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となります。

構成員は、「(2)役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員1名、監査等委員（社外取締役）2名で構成され、原則として毎月1回開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び他の重要な会議へ出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。監査等委員会の議長は、常勤監査等委員がこれにあたります。

構成員は、「(2)役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。

c. 内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、自部門を除く全ての部署を対象に内部監査を計画的に実施し、監査結果は代表取締役社長及び監査等委員会に報告されております。

構成員は、内部監査室長の熊切栄子の他、木島ちづるの2名で構成されております。

d. 会計監査人

会計基準に準拠した適正な会計処理を行うべく、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し会計監査を受けております。

e. 経営会議

毎月1回、当社の全取締役及び当社グループの主要幹部をメンバーとし、代表取締役社長を議長としてグループ経営会議を開催しております。ここでは毎月の予算実績管理、部門計画の進捗管理を行うほか、社内すべての重要事項について審議又は意見交換を行っております。

構成員は、「(2)役員の状況 役員一覧」に記載の役員の他、安全管理室長代理の袴田悟、内部監査室長の熊切栄子、管理部長の山田篤志、管理部次長の砂山伸治、営業部長の越智雅彦、収集運搬部長の村田光広、開発事業部長の鈴木隆、株式会社ミダックはまな 取締役の高橋将矢、株式会社ミダックはまな 取締役の熊谷俊、株式会社三晃 代表取締役社長の吉谷和高の18名で構成されております。

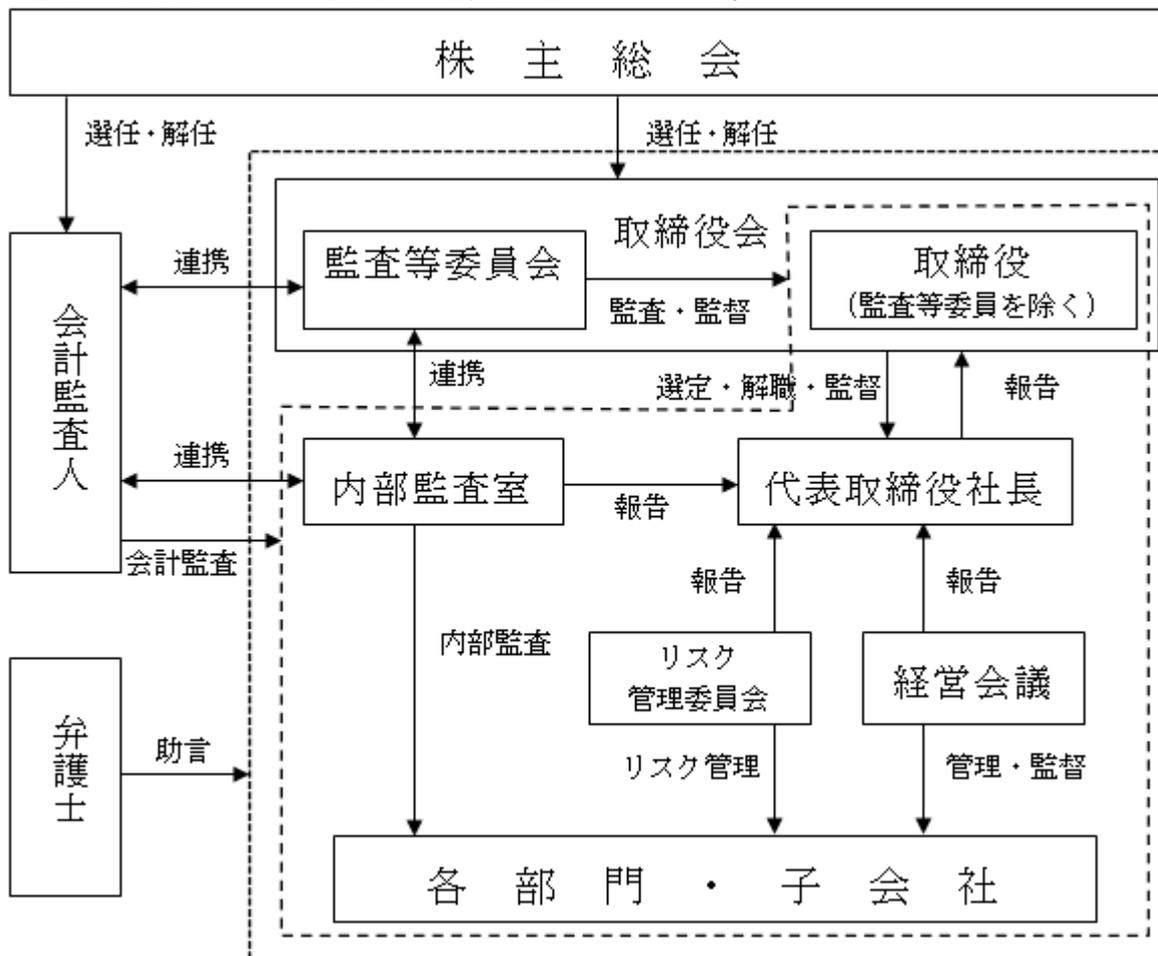
f. リスク管理委員会

当社は、委員長を代表取締役社長として、リスク管理委員会を3ヶ月に1回以上開催し、当社を取り巻く経営リスクの検証を行い、そのリスク発生防止のため組織的且つ適切な予防策を講じるよう努めております。

構成員は、代表取締役社長の加藤恵子の他、専務取締役の熊谷裕之、取締役の武田康保、取締役の高田廣明、取締役の鈴木清彦、取締役（常勤監査等委員）の井上正弘、安全管理室長代理の袴田悟、内部監査室長の熊切栄子、管理部長の山田篤志、管理部次長の砂山伸治、営業部長の越智雅彦、収集運搬部長の村田光広、開

発事業部長の鈴木隆、株式会社ミダックはまな 取締役の高橋将矢、株式会社ミダックはまな 取締役の熊谷俊、株式会社三晃 代表取締役社長の吉谷和高の16名で構成されております。

当社の内部統制システムを図示しますと、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

当社は、次のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を制定し、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでおります。

a. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会は、法令及び定款を遵守し職務権限規程並びに取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- (b) 代表取締役社長は、取締役会規程に従い毎月1回の定時取締役会及び必要ときは機動的に臨時取締役会を招集し、業務執行の状況を取締役会に報告しております。
- (c) 監査等委員である取締役は、法令又は定款もしくは監査等委員会規則の定めに従い、取締役の業務執行について客観的な立場での監督のもと適正な監査を実施しております。なお、監査の実施に関しては、必要に応じて内部監査室と連携を図る体制となっております。
- (d) 役職員が、すべての法令及び定款を遵守し高い倫理観を持って行動するために、「行動指針」「行動基準」を制定するとともに、リスク管理規程を定め周知徹底を図ることで日常の業務におけるリスク管理を行っております。
- (e) 企業倫理ヘルプライン規程を定め、通報体制として常勤監査等委員である取締役が窓口となる「ヘルプライン」を社内を設置するとともに、会社が契約する社外の弁護士事務所にも通報できる体制を整備しております。
- (f) 内部監査規程に基づき、各部署が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、内部監査室は定期的に内部監査を実施し代表取締役社長及び監査等委員である取締役に対し、その結果を報告しております。また、内部監査室は、監査結果により判明した問題点と改善状況についてもフォローアップ監査を実施しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書及びそれらの関連資料、会計帳簿・会計伝票及びその他の情報等）を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧することができる体制となっております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じるよう努めております。

(b) 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画（BCP）を策定し、緊急事態発生時の対応を定めております。また、リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防止に努めております。

(c) 個人情報保護規程等に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 中期経営方針に基づき、年度方針・目標を設定しております。また、グループ経営会議を毎月1回開催し、当社の全取締役及び当社グループの主要幹部が出席し各社・部署より、毎月の予算の達成状況、予算及び実績の差異分析結果や業績並びに部門計画の進捗状況と改善策を報告させ、具体的な施策を講じる体制となっております。

(b) 取締役会規程に従い、毎月1回の定時取締役会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う体制となっております。

(c) 組織規程及び業務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社グループは、高い倫理観を持って行動するための「行動指針」「行動基準」及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。

(b) 当社の全取締役及び当社グループの主要幹部をメンバーとするグループ経営会議を毎月1回開催し、業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させるなど、グループ運営の適正を確保する体制を整えております。

(c) グループ会社におきましても、当社の内部監査室による定期的な内部監査を実施しており、監査結果は当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役に報告する体制となっております。

(d) 当社の監査等委員である取締役は、グループ会社の取締役及び監査役と連携し監査を実施するとともに、監査結果について都度、意見交換するなど監査の充実と強化に努めております。

f. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査等委員である取締役を補助する専任の使用人は設置していませんが、監査等委員である取締役から監査業務に必要な使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、専任もしくは兼任の従業員を配置することとしております。

(b) 監査等委員である取締役を補助する使用人を選定した場合は、その使用人に対する指示命令は、その監査業務の範囲内において監査等委員である取締役に帰属するものとしております。

g. 取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に従い、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人より、職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧できる体制となっております。

(b) 監査等委員である取締役は、議事録、稟議書及びそれらの関連資料等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、取締役及び使用人に説明を求めることができる体制となっております。

(c) 当社を含む、グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令及び定款違反並びに不正の事実に加え、業績に重大な影響を及ぼす事項について、監査等委員である取締役に速やかに報告するものとしております。なお、報告に関わらず、監査等委員である取締役は、取締役及び使用人に対して、必要に応じて、説明を求めることができる体制をとっております。

(d) 上記報告がヘルプラインその他手続で本人以外であった場合は、企業倫理ヘルプライン規程に準じて、報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な扱いを受けないよう保証しております。

h. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要なでない認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととなっております。

i. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査室は、監査の実施において互いに連携する体制となっております。

(b) 監査等委員である取締役（監査等委員会）は、代表取締役社長、会計監査人と必要に応じ会合をもち意見交換を行う体制となっております。

j. 反社会的勢力を排除するための体制

(a) 当社グループは、行動基準に「社会の秩序や企業の健全な活動に反する団体や個人に対して、毅然とした態度で接します」と定めており、不当要求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(b) 当社グループは、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し情報共有を図り、反社会的勢力を排除する体制となっております。

(c) 当社グループは、反社会的勢力調査マニュアルを定め、これを運用することで反社会的勢力と係わりのある企業、団体、個人との取引防止に努めております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、組織横断的な経営リスクに対応するためリスク管理委員会を設置するほか、安全衛生の適正な管理の観点から、事業部長を委員長、各職場から最低1名を委員とした安全衛生委員会を設置して、毎月1回の会合の場で、社内の労働安全や衛生上の問題点抽出や改善への取組み状況の確認を実施しております。

さらに、各部署において、それぞれの業務に存在するリスクを最小限化するための取組みを実施しており、例えば、ISO14001の認証・維持をすることにより、それぞれの業務におけるリスク対応を行っております。

取締役会の決議による剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当の基準日は、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日とする旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役等の会社に対する責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役（社外取締役を含む。）及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

非業務執行取締役等の会社に対する責任免除

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は法令が規定する金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（社外取締役を含む。）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約において被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されることとなります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

（株式会社の支配に関する基本方針）

a. 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

b. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

（企業価値向上への取組み）

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえのない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理等に関するソリューション事業を手掛けております。

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成されております。セグメントは、（1）廃棄物処分事業（2）収集運搬事業（3）仲介管理事業の3つとしており、当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。環境省が公表している「産業廃棄物の排出及び処理状況等」によると、市場規模の指標となる全国の産業廃棄物の年間総排出量は、2007年以降はおよそ4億トン前後となっており、若干の増減はありますが概ね横ばいで推移しております。

昨今の廃棄物処理業界におきましては、中国による廃プラスチック等の輸入禁止措置が影響し、国内で処理しなければならない廃棄物量が増加いたしました。現在、全体では落ち着きは見られるものの一部の産業廃棄物処理施設では依然として処理能力が逼迫する状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、廃棄物処理のあらゆるニーズに応えるため、収集運搬、中間処理、そして最終処分までを一貫して手がけてまいりました。今後におきましても、廃棄物一貫処理体制のもと、長期の安定した収益基盤の確立に取り組んでまいります。

また、中長期の成長戦略として、産業廃棄物排出量が最も多い関東地域への展開に注力し、新規廃棄物処理施設の設置候補地を選定してまいります。

今般、関東への進出の第一歩として、焼却施設向けの土地取得に向けた協議を進めており、当該土地取得は当社グループの成長戦略に寄与するものと考えております。

上記の事業戦略を着実に実践することで、当社グループの企業価値ひいては株主様の共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2020年6月29日開催の当社第56期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。その内容は上記a.の基本方針に沿っており、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本対応策は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重し、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保します。

本対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の2020年5月28日開示の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」

(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6564/tdnet/1839890/00.pdf>) をご参照ください。

d. 上記b.及びc.の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記b.の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであると考えております。

また、上記c.の買収防衛策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の以下の内容を踏まえております。

- (a) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
- (b) 事前開示・株主意思の原則
- (c) 必要性・相当性確保の原則
 - ・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底
 - ・合理的な客観的発動要件の設定
 - ・デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

従いまして、本対応策は、上記の内容を踏まえた高度の合理性を有する公正性・客観性が担保され、株主共同の利益が確保された対応策であり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	加藤 恵子	1970年6月1日生	1993年4月 佐藤澄男税理士事務所(現税理士法人名南経営)入所 2001年1月 税理士登録 2002年4月 公認会計士・税理士祖父江良雄事務所(現デロイト トーマツ税理士法人名古屋事務所)入所 2006年8月 (株)ミダックホールディングス(現(株)ミダック)取締役 経理統括部長 2010年4月 当社取締役 当社経理部長 2016年4月 当社管理部長 2016年6月 (株)ミダックはまな取締役 2019年4月 当社代表取締役社長(現任) (株)ミダックはまな専務取締役(現任)	(注)4	314,121
専務取締役	熊谷 裕之	1960年1月16日生	1980年3月 小島清掃(株)(現(株)ミダック)入社 1984年9月 同社取締役 2004年7月 (株)ミダックホールディングス(現(株)ミダック)専務取締役 2010年4月 当社専務取締役(現任) 当社産廃事業本部本部長 2013年4月 当社事業部長 2015年4月 当社収集運搬部長 2015年12月 (株)ミダックはまな代表取締役社長(現任)	(注)4	658,776
取締役	武田 康保	1967年7月29日生	1993年4月 大光電機(株)入社 1997年2月 (有)インフィニ・ブレイン入社 2004年5月 (株)ミダック入社 2005年4月 当社監査役 2006年4月 (株)ミダックホールディングス(現(株)ミダック)取締役 2006年10月 同社取締役総務統括部長 2010年4月 当社取締役(現任) 当社産廃事業本部副本部長 2015年3月 (株)三晃取締役(現任)	(注)4	196,054
取締役 経営企画部長	高田 廣明	1968年4月9日生	1991年4月 大光電機(株)入社 2002年8月 (株)あさひ入社 2006年12月 (株)ミダックホールディングス(現(株)ミダック)入社 2007年6月 同社取締役経営企画室長 2010年4月 当社取締役(現任) 当社経営企画部長(現任)	(注)4	189,610
取締役 事業部長	鈴木 清彦	1973年9月7日生	2000年2月 (株)ミダック入社 2006年10月 当社取締役就任 当社営業部長 2008年4月 (株)ミダックふじの宮取締役工場長 2015年4月 当社事業部長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	(注)4	79,201

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	井上 正弘	1951年 8月19日生	1975年 4月 天龍木材(株)入社 1994年 2月 同社経理部長 1996年 2月 小島清掃(株)(現(株)ミダック)入社 2003年 4月 当社経理部長 2005年 4月 (株)ミダックホールディングス(現(株)ミダック)取締役 同社経理部長 2006年 4月 (株)ミダックライナー代表取締役社長 2010年 4月 当社監査役 2017年 6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 5	8,206
社外取締役 (監査等委員)	石川 真司	1966年 9月18日生	1997年 4月 弁護士登録 2001年10月 中京法律事務所共同経営 2015年 1月 弁護士法人中京法律事務所 代表社員(現任) 2015年 4月 愛知県弁護士会副会長 2017年 4月 法テラス(日本司法支援センター)愛知副所長(現任) 2019年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 5	227
社外取締役 (監査等委員)	奥川 哲也	1962年 7月21日生	1985年 4月 名古屋国税局採用 1993年 9月 佐藤澄男税理士事務所入所(現税理士法人名南経営) 1993年10月 税理士登録 1994年10月 野田勇司公認会計士・税理士事務所入所 2001年 1月 公認会計士・税理士祖父江良雄事務所入所(現デロイトトーマツ税理士法人) 2013年 4月 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授就任(現任) 2018年 4月 奥川哲也税理士事務所開設、同所所長(現任) 2021年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 5	-
計					1,446,195

- (注) 1. 2017年 6月22日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長井上正弘、委員石川真司、委員奥川哲也
なお、監査等委員の監査、監督機能を強化し、取締役(監査等委員であるものを除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、井上正弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である石川真司、奥川哲也は、社外取締役であります。
4. 任期は2021年 6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2022年 3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 任期は2021年 6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2023年 3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役 1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
犬飼 敦雄	1975年 4月30日	2004年10月 弁護士登録 細井法律事務所(現大樹法律事務所)入所 2011年11月 犬飼法律事務所開業 同所所長(現任) 2012年 1月 名古屋大学法学部非常勤講師(現任) 2016年 4月 小牧市行政不服審査会 委員(現任)	-

社外役員の状況

当社の社外取締役は 2名であり、監査等委員であります。

社外取締役石川真司氏は、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は中京法律事務所の代表社員ですが、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

社外取締役奥川哲也氏は、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は奥川哲也税理士事務所の所長ですが、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

なお、社外取締役による当社株式の保有は、「役員の状況」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
社外取締役（監査等委員）は、監査等委員監査を実施するうえで内部監査及び会計監査との相互連携により、情報の共有を積極的に実施し、会社の課題の早期解決に資するように互いの監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

当社は、監査等委員会設置会社として経営の意思決定機能をもつ取締役会に対し、監査等委員である取締役3名中2名を社外取締役とすることで、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

当社の監査等委員会は常勤監査等委員1名と監査等委員2名(社外取締役)で構成され、策定した監査計画に基づき常勤監査等委員が監査を実施、月1回開催される監査等委員会にて報告、協議しております。

なお、常勤監査等委員の井上正弘は当社の経理部長及び旧親会社の株式会社ミダックホールディングスの経理部長を2003年4月から2006年3月まで勤め、通算29年にわたり決算手続及び財務諸表の作成等に従事し、また、監査等委員の石川真司は、弁護士としての資格を有しており、監査等委員の奥川哲也は、税理士の資格を有しており、各々専門的な知識と経験を有しております。

監査等委員会監査については、取締役の業務執行について客観的な立場での監督と適正な監視を行っております。また、取締役会に限らず社内的重要な会議等に出席し、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。

当社は、実態に即した迅速な経営とモニタリング強化の両立が図られ、従来の意思決定スピードを損なうことなく、経営における透明性、法令及び企業倫理遵守等の一層の向上が得られていると考えております。また、監査により、経営陣自らが法令等を遵守した経営を為しているかどうかを再確認するとともに、各部署等において会社の方針、規程に沿った業務遂行がなされているかどうかを検証しております。

常勤監査等委員は、業務調整会議、営業部会議、事業部会議等へ出席し、業務執行状況を確認するとともに、稟議書等の重要書類を定期的に見直し、内部統制の運用状況について確認を行っております。

当事業年度の監査等委員会における個々の監査等委員の出欠状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
井上 正弘	14回	14回
福地 誠司	14回	14回
石川 真司	14回	14回

内部監査の状況

当社は内部監査室による内部監査を実施しております。内部監査の専従人員は2名であります。

内部監査室は、自部門を除く全ての部署を対象に内部監査を計画的に実施し、監査結果は代表取締役社長及び監査等委員会に報告されております。また、被監査部門に対する具体的な助言、勧告を行い、改善状況を確認するなど、効果的な内部監査を実施しております。

内部監査については、各部署が経営方針、社内諸規程ならびに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、計画的かつ網羅的に書類監査及び実地監査を実施することにより、経営の合理化及び効率化に資するとともに、内部統制の充実を図っております。

なお、内部監査室、監査等委員会ならびに会計監査人の三者の連携については、適時、打合せの機会を設けることなどにより、情報の共有を積極的に実施し、会社の課題の早期解決に資するように互いの監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

6年

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 郷右近 隆也

指定社員 業務執行社員 石黒 宏和

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

会計士試験合格者等 3名

その他 11名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、「監査人候補の選定・評価基準」を制定し、その指名方針に基づき監査法人の選定を行っております。

有限責任監査法人トーマツは、当社が上場以前より監査を継続していることを考慮した上で、当社及び当業界への習熟度、幅広い見識と知見、独立性、品質管理体制等を総合的に勘案し選定しております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社は、「監査人候補の選定・評価基準」を制定し、その選定・基準に基づき監査法人の評価を行っております。監査等委員会は、会計監査人との定期的な意見交換や確認事項の聴取、監査実施状況の報告等を通じて、監査法人の品質管理体制の問題、監査チームの独立性と専門性の有無、監査の有効性と効率性等について確認を行っております。

評価の結果、有限責任監査法人トーマツは、問題ないと認識しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	27,000	1,500	31,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	27,000	1,500	31,000	-

当社における非監査業務の内容は次の通りであります。

(前連結会計年度)

新株発行、自己株式の処分及び株式売出しに係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、特別な方針等は定めておりませんが、監査公認会計士等が策定した監査計画に基づいて両者で協議し、所定の手続きを経て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬を軸に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、基本給、総資産額、業績に与える貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

なお、報酬の決定プロセスは、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額200百万円以内とするとの決議を条件とし、毎年定時株主総会後の取締役会にて各取締役の具体的報酬額の決定を代表取締役社長へ一任することを決定している。また、監査等委員会において取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果、相当であるとの意見をもって最終決定している。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、廃棄物処分事業である最終処分場を主業とし、最終処分場の埋立残容量と利益のバランスを重視する当社ではそぐわないと判断したため、現状では支給しない方針とする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）とする。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるととともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度を第55期定時株主総会での決議により、その報酬限度額（年額200百万円以内）の範囲内、譲渡制限期間は4年間から20年までの間で当社の取締役会が予め定める期間を原則として支給することとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会で委任を受けた代表取締役社長は、監査等委員会において取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

[取締役の役位ごとの種類別報酬割合]

役 位	役 員 報 酬 の 構 成 比		
	基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等
代表取締役	60% ~ 70%	-	30% ~ 40%
専務取締役	65% ~ 75%	-	25% ~ 35%
常務取締役	70% ~ 80%	-	20% ~ 30%
取締役（監査等委員であるものを除く）	75% ~ 85%	-	15% ~ 25%
社外取締役	100%	-	-
監査等委員である取締役	100%	-	-

- (注) 1. 基本報酬において使用人兼務役員については、使用人給与分も加味している。
2. 当社役員規程第27条により上記表以外、会社の業績の内容により取締役に対し、株主総会に上程しその決議を経たうえで役員賞与を支給することがある。
3. 当社では、役員退職慰労金は廃止している。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。なお、非金銭報酬等は、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

2020年度の役員報酬等に関する取締役会の活動は次のとおりです。

開催日	活動内容
2020年6月29日	2020年度 取締役（監査等委員であるものを除く）報酬の件

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	譲渡制限付株式報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	102,942	71,351	31,591	-	-	5
取締役（監査等委員） (社外取締役を除く。)	6,225	6,225	-	-	-	1
社外役員	5,700	5,700	-	-	-	2

- (注) 1. 2020年7月29日開催の取締役会において、2020年8月28日を処分期日とする譲渡制限付株式報酬としての自己株式(当社普通株式96,410株)の処分を決議し、処分価額の総額は147,603千円であります。
2. 譲渡制限付株式報酬の額は、当事業年度に費用計上した金額であります。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員 の員数(人)	内容
16,000	2	使用人としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式を区分する上で、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることを判断の基準として定めております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

現在当社は政策保有株式を保有しておりません。現時点では政策保有株式を保有する予定はありませんが、今後政策保有株を取得する場合には、取締役会にて十分に検討・審議し、当社の企業価値を高める上で必要と判断された場合に実施する予定であります。また、その議決権行使についても、個別に各議案について検討し行使内容を決定いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	-
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 上記非上場株式は子会社株式であり連結財務諸表上相殺消去されているため貸借対照表計上額の合計額は、記載しておりません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,756,479	4,293,770
受取手形及び売掛金	612,518	718,665
たな卸資産	149,514	146,085
その他	265,773	271,192
貸倒引当金	719	1,727
流動資産合計	4,683,567	5,327,987
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,147,680	2,151,776
減価償却累計額	972,813	1,007,424
建物及び構築物(純額)	2,504,866	2,503,351
機械装置及び運搬具	2,328,769	2,337,719
減価償却累計額	2,777,336	2,874,926
機械装置及び運搬具(純額)	2,503,432	2,462,792
最終処分場	1,544,577	1,609,173
減価償却累計額	870,087	965,749
最終処分場(純額)	674,489	643,423
土地	1,343,722	1,845,610
建設仮勘定	2,063,941	3,414,256
その他	219,281	229,904
減価償却累計額	180,911	191,828
その他(純額)	38,369	38,076
有形固定資産合計	5,128,822	6,907,511
無形固定資産		
のれん	1,398,231	1,147,805
施設設置権	240,600	200,500
その他	34,238	21,616
無形固定資産合計	1,673,070	1,369,921
投資その他の資産		
長期貸付金	3,857	-
繰延税金資産	123,144	132,071
その他	310,905	484,788
貸倒引当金	3,857	-
投資その他の資産合計	434,050	616,860
固定資産合計	7,235,942	8,894,293
資産合計	11,919,510	14,222,281

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	51,599	56,270
短期借入金	3,312,500	3,437,500
1年内償還予定の社債	48,000	28,000
1年内返済予定の長期借入金	547,252	567,228
未払法人税等	364,251	485,090
賞与引当金	74,822	78,531
その他	518,027	595,323
流動負債合計	4,725,453	6,147,943
固定負債		
社債	74,000	46,000
長期借入金	2,012,800	1,725,572
繰延税金負債	35,827	14,583
最終処分場維持管理引当金	574,499	649,019
資産除去債務	106,319	108,596
その他	8,413	7,645
固定負債合計	2,811,859	2,551,417
負債合計	7,537,312	8,699,360
純資産の部		
株主資本		
資本金	752,971	752,971
資本剰余金	1,385,576	1,499,772
利益剰余金	2,374,550	3,327,635
自己株式	130,900	60,018
株主資本合計	4,382,197	5,520,360
新株予約権	-	2,559
純資産合計	4,382,197	5,522,920
負債純資産合計	11,919,510	14,222,281

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	5,213,953	5,701,605
売上原価	2,260,907	2,372,969
売上総利益	2,953,045	3,328,635
販売費及び一般管理費	1,457,276	1,444,642
営業利益	1,495,769	1,883,993
営業外収益		
受取利息	311	320
固定資産売却益	11,480	9,774
不動産賃貸料	13,533	14,838
その他	4,310	7,169
営業外収益合計	29,635	32,104
営業外費用		
支払利息	48,885	55,425
株式交付費	8,799	-
不動産賃貸原価	16,841	9,637
その他	3,906	2,527
営業外費用合計	78,433	67,590
経常利益	1,446,971	1,848,506
税金等調整前当期純利益	1,446,971	1,848,506
法人税、住民税及び事業税	664,382	859,709
法人税等調整額	13,284	30,170
法人税等合計	651,097	829,538
当期純利益	795,873	1,018,967
親会社株主に帰属する当期純利益	795,873	1,018,967

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	795,873	1,018,967
包括利益	795,873	1,018,967
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	795,873	1,018,967

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	418,016	655,823	1,625,763	446,824	2,252,779	-	2,252,779
当期変動額							
新株の発行	334,954	334,954			669,909		669,909
剰余金の配当			47,087		47,087		47,087
親会社株主に帰属する当期純利益			795,873		795,873		795,873
自己株式の取得				1,829	1,829		1,829
自己株式の処分		394,798		317,752	712,550		712,550
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	334,954	729,752	748,786	315,923	2,129,417	-	2,129,417
当期末残高	752,971	1,385,576	2,374,550	130,900	4,382,197	-	4,382,197

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	752,971	1,385,576	2,374,550	130,900	4,382,197	-	4,382,197
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当			65,883		65,883		65,883
親会社株主に帰属する当期純利益			1,018,967		1,018,967		1,018,967
自己株式の取得				7,160	7,160		7,160
自己株式の処分		114,196		78,042	192,239		192,239
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						2,559	2,559
当期変動額合計	-	114,196	953,084	70,882	1,138,163	2,559	1,140,723
当期末残高	752,971	1,499,772	3,327,635	60,018	5,520,360	2,559	5,522,920

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,446,971	1,848,506
減価償却費	428,041	379,400
のれん償却額	250,425	250,425
株式報酬費用	30,060	43,078
株式交付費	8,799	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,318	2,849
賞与引当金の増減額(は減少)	13,024	3,709
最終処分場維持管理引当金の増減額(は減少)	44,960	74,519
受取利息及び受取配当金	343	351
支払利息	48,885	55,425
固定資産売却損益(は益)	9,017	9,453
売上債権の増減額(は増加)	92,602	106,146
たな卸資産の増減額(は増加)	4,073	3,428
その他の流動資産の増減額(は増加)	32,239	5,091
仕入債務の増減額(は減少)	1,278	4,671
その他の流動負債の増減額(は減少)	58,348	22,668
その他	9,397	6,992
小計	2,273,224	2,568,933
利息及び配当金の受取額	343	351
利息の支払額	47,554	53,429
法人税等の支払額	574,785	742,270
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,651,228	1,773,585
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,445,568	2,070,544
有形固定資産の売却による収入	15,000	23,694
無形固定資産の取得による支出	14,427	2,520
敷金及び保証金の差入による支出	22,682	-
その他	6,838	14,627
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,474,516	2,063,998
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,038,000	1,216,000
長期借入れによる収入	250,000	300,000
長期借入金の返済による支出	666,167	567,252
社債の償還による支出	48,000	48,000
株式の発行による収入	661,110	-
配当金の支払額	47,087	65,883
自己株式の取得による支出	1,829	7,160
自己株式の売却による収入	592,310	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,778,337	827,704
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,955,048	537,291
現金及び現金同等物の期首残高	1,801,430	3,756,479
現金及び現金同等物の期末残高	3,756,479	4,293,770

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

(株)三晃

(株)ミダックはまな

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法(ただし、最終処分場、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～40年
機械装置及び運搬具	4～17年
最終処分場	10年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、施設設置権については、10年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を計上しております。

維持管理費等は、廃棄物最終処分場埋立終了以後、処分場廃止時までの期間に発生が見込まれる費用で構成され、現行の「廃棄物処理法」及びその関係法令等に基づき、施設ごとの状況に応じて見積額を算出しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間及び11年間の定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スルしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 最終処分場の会計処理

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に
使用する設備費用等を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均
等償却しております。

ロ 施設設置権の会計処理

施設設置権勘定については、新規に同等の最終処分場を取得した場合の土地の選定、住民交渉、許認
可取得及び建設等に係る時間価値を算定し、2016年3月31日の企業結合により取得した最終処分場の経
済的便益との差額を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均
等償却しております。

ハ 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計
上しております。

ニ 役員に対する事前交付型譲渡制限付株式の会計処理

役員に対する金銭報酬債権の付与時に、金銭報酬債権相当額を長期前払費用として資産計上し、役員
から当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれたものとして会計処理を行っております。

当該長期前払費用は、付与された金銭報酬債権に対応する職務執行の期間(4年~8年)にわたり費用
計上しております。

ホ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

最終処分場維持管理費の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

最終処分場維持管理引当金 649,019千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等は、現行の「廃棄物処理法」及びその関係法令等を前提に、
天災地変や人的過失等の発生可能性は相当程度に低いとの仮定に基づき、その将来発生額を見積もって
おります。

そのため、「廃棄物処理法」及びその関係法令等に改廃が行われた場合や、新たな法規制、条例等の制定
による規制の強化又は緩和があった場合、あるいは万一の天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出
する等の事態が発生した場合には、廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の見積額に影響を及ぼ
す可能性があります。

なお、維持管理費等の算出方法は、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針
に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 八 最終処分場維持管理引当金 に記載しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委
員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括
的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、
FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、

Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用

2020年改正会計基準(「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

2. 新型コロナウイルス感染症について

当社グループでは、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、将来経営計画を重要な仮定として用いるとともに、連結財務諸表作成時において、入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症に関しては、当連結会計年度の業績に重要な影響を与えておらず、現状以上に著しく感染拡大が進まない限り、将来経営計画にも重要な影響を与えないと仮定しております。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
商品	1,749千円	1,907千円
仕掛品	5,045	4,930
原材料及び貯蔵品	42,719	39,247
計	49,514	46,085

2 有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	10,992千円	10,992千円
機械装置及び運搬具	10,152	10,586
計	21,144	21,578

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額	6,100,000千円	6,100,000千円
借入実行残高	3,121,500	4,337,500
差引額	2,978,500	1,762,500

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料手当及び賞与	438,003千円	450,006千円
賞与引当金繰入額	24,393	23,965
退職給付費用	4,867	5,059
減価償却費	98,786	80,936
のれん償却額	250,425	250,425
支払手数料	170,072	151,716

(連結包括利益計算書関係)
該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1,2,3	3,324,300	10,062,450	-	13,386,750
合計	3,324,300	10,062,450	-	13,386,750
自己株式				
普通株式(注)4,5	185,150	347,960	323,000	210,110
合計	185,150	347,960	323,000	210,110

- (注)1. 当社は、2019年9月14日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。
2. 当社は、2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式1.3株の割合で株式分割を行っております。
3. 普通株式の発行済株式総数の増加10,062,450株は、株式分割による増加9,737,850株、公募による新株の発行に伴う増加250,000株、第三者割当による新株の発行に伴う増加74,600株によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の増加347,960株は、株式分割による増加346,435株、及び単元未満株式等の買取りによる増加1,525株によるものであります。
5. 普通株式の自己株式の減少323,000株は、譲渡制限付株式の付与による減少36,000株及び、及び公募による自己株式の処分による減少287,000株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	47,087	15	2019年3月31日	2019年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	65,883	利益剰余金	5	2020年3月31日	2020年6月30日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	13,386,750	-	-	13,386,750
合計	13,386,750	-	-	13,386,750
自己株式				
普通株式(注)1,2	210,110	3,200	123,710	89,600
合計	210,110	3,200	123,710	89,600

(注)1. 普通株式の自己株式の増加3,200株は、単元未満株式等の買取りによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の減少123,710株は、譲渡制限付株式の付与によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	2,559
	合計	-	-	-	-	-	2,559

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	65,883	5	2020年3月31日	2020年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	66,485	利益剰余金	5	2021年3月31日	2021年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	3,756,479千円	4,293,770千円
現金及び現金同等物	3,756,479	4,293,770

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については主に設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

社債及び借入金のうち、短期借入金は、主に一時的な運転資金及び設置計画中の新規最終処分場への設備投資に係る資金調達であり、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、社債及び長期借入金は、主に子会社株式の取得、長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,756,479	3,756,479	-
(2) 受取手形及び売掛金	612,518	612,518	-
資産計	4,368,998	4,368,998	-
(1) 買掛金	51,599	51,599	-
(2) 短期借入金	3,121,500	3,121,500	-
(3) 1年内償還予定の社債	48,000	48,012	12
(4) 1年内返済予定の長期借入金	547,252	547,337	85
(5) 未払法人税等	364,251	364,251	-
(6) 社債	74,000	74,094	94
(7) 長期借入金	2,012,800	2,013,742	942
負債計	6,219,403	6,220,538	1,135

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,293,770	4,293,770	-
(2) 受取手形及び売掛金	718,665	718,665	-
資産計	5,012,436	5,012,436	-
(1) 買掛金	56,270	56,270	-
(2) 短期借入金	4,337,500	4,337,500	-
(3) 1年内償還予定の社債	28,000	28,014	14
(4) 1年内返済予定の長期借入金	567,228	567,389	161
(5) 未払法人税等	485,090	485,090	-
(6) 社債	46,000	46,069	69
(7) 長期借入金	1,725,572	1,728,007	2,435
負債計	7,245,660	7,248,342	2,681

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債、(4) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 社債、(7) 長期借入金

これらの時価は元利金の合計額を当該社債及び借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,756,479	-	-	-
受取手形及び売掛金	612,518	-	-	-
合計	4,368,998	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,293,770	-	-	-
受取手形及び売掛金	718,665	-	-	-
合計	5,012,436	-	-	-

3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,121,500	-	-	-	-	-
社債	48,000	28,000	30,000	16,000	-	-
長期借入金	547,252	507,228	507,228	498,698	391,192	108,454
合計	3,716,752	535,228	537,228	514,698	391,192	108,454

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	4,337,500	-	-	-	-	-
社債	28,000	30,000	16,000	-	-	-
長期借入金	567,228	567,228	558,698	451,192	148,454	-
合計	4,932,728	597,228	574,698	451,192	148,454	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度12,799千円、当連結会計年度12,704千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	-	1,097
販売費及び一般管理費	-	1,462

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第5回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,400株
付与日	2020年10月23日
権利確定条件	付与日(2020年10月23日)以降、権利確定日(2022年9月17日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 2020年10月23日 至 2022年9月17日
権利行使期間	自 2022年9月18日 至 2030年9月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	8,400
失効	-
権利確定	-
未確定残	8,400
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,812
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,219

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第5回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第5回新株予約権
株価変動性(注)1	48.27%
予想残存期間(注)2	5.91年
予想配当(注)3	5円/株
無リスク利率(注)4	0.103%

(注)1. 2014年11月28日から2020年10月23日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2020年3月期の配当実績によっております。

4. 評価基準日における償還年月日2026年9月20日の長期国債344の国債レートを採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
最終処分場維持管理引当金	159,752千円	177,702千円
土地時価評価差額	83,515	83,518
減損損失	132,370	129,021
その他	227,326	278,587
繰延税金資産小計	602,964	668,830
評価性引当額	433,853	483,383
繰延税金資産合計	169,111	185,446
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	976	611
施設設置権に対応する償却費用	80,817	67,347
繰延税金負債合計	81,793	67,959
繰延税金資産の純額	87,317	117,487

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	29.9%	29.9%
(調整)		
のれん償却額	5.2	4.0
税額控除額	0.9	0.1
留保金課税額	3.4	3.5
評価性引当額の増減	2.4	2.7
連結子会社との税率差異	3.9	3.7
その他	1.1	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.0	44.9

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建設リサイクル法及びダイオキシン類対策特別措置法等に基づく中間処理施設閉鎖費用であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を20年～31年と見積り、割引率は2.1%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	104,090千円	106,319千円
時の経過による調整額	2,229	2,276
期末残高	106,319	108,596

(賃貸等不動産関係)

当社は、浜松市において、賃貸の用に供している不動産を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 3,308千円(賃貸収入は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 5,201千円(賃貸収入は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	56,565	120,813
期中増減額	64,248	3,202
期末残高	120,813	117,611
期末時価	134,345	137,316

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 前連結会計年度増減額のうち、主な増減額は賃貸等不動産への用途変更(67,450千円)によるものであります。当連結会計年度増減額のうち、主な増減額は減価償却費(3,202千円)によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「廃棄物処理事業」、「収集運搬事業」及び「仲介管理事業」の3つを報告セグメントとしております。

「廃棄物処理事業」は、企業から排出される汚泥等の凝集沈殿、中和処理や燃え殻、ばいじん等の選別、混練処理等により産業廃棄物の無害化処理を行ったり、環境負荷を低減する方法により、企業や地方公共団体等から排出される産業廃棄物、一般廃棄物等の総合的な焼却処理を行っております。また、リサイクル処理が困難な廃棄物や、リサイクル処理工程から排出される残渣などは、最終処分場にて処理を行っております。

「収集運搬事業」は、企業の工場、オフィス等から排出される産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬を行っております。

「仲介管理事業」は他の廃棄物処理業者とのネットワークを構築する中で、当社の営業力を活用し、当該処理業者が求める廃棄物（排出事業者）を紹介しております。また、当該取引における事務を代行するというサービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、当社の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に基づいております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,350,296	713,862	149,793	5,213,953	-	5,213,953
セグメント間の内部売上高又は振替高	196,623	218	173,381	370,223	370,223	-
計	4,546,920	714,080	323,175	5,584,176	370,223	5,213,953
セグメント利益	1,916,263	92,313	130,397	2,138,974	643,205	1,495,769
セグメント資産	4,302,452	154,737	315,106	4,772,296	7,147,213	11,919,510
その他の項目						
減価償却費	288,541	85,804	7,271	381,617	46,423	428,041
のれん償却額	250,425	-	-	250,425	-	250,425
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	211,066	67,197	8,816	287,080	1,034,366	1,321,447

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,775,372	756,467	169,765	5,701,605	-	5,701,605
セグメント間の内部売上高又は振替高	199,971	156	212,206	412,333	412,333	-
計	4,975,343	756,623	381,971	6,113,939	412,333	5,701,605
セグメント利益	2,162,573	163,962	178,035	2,504,571	620,578	1,883,993
セグメント資産	4,040,577	145,511	365,166	4,551,255	9,671,025	14,222,281
その他の項目						
減価償却費	266,096	75,985	6,564	348,645	30,754	379,400
のれん償却額	250,425	-	-	250,425	-	250,425
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	168,984	71,606	4,615	245,206	1,915,463	2,160,670

(注)1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	32,010	42,909
全社費用	675,215	663,487
合計	643,205	620,578

全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産	7,147,213	9,671,025
合計	7,147,213	9,671,025

全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、固定資産であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、前連結会計年度においては、主に建設仮勘定の投資額、当連結会計年度においては、主に土地及び建設仮勘定の投資額であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	合計
外部顧客への売上高	4,350,296	713,862	149,793	5,213,953

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

海外に所在する有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	合計
外部顧客への売上高	4,775,372	756,467	169,765	5,701,605

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

海外に所在する有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	全社・消去	合計
当期償却額	250,425	-	-	-	250,425
当期末残高	1,398,231	-	-	-	1,398,231

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	全社・消去	合計
当期償却額	250,425	-	-	-	250,425
当期末残高	1,147,805	-	-	-	1,147,805

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	加藤 恵子	(被所有) 直接 1.96	当社 代表取締役社長	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注)	50,100	-	-
役員	熊谷 裕之	(被所有) 直接 5.04	当社専務取締役	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注)	35,070	-	-
役員	武田 康保	(被所有) 直接 1.43	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注)	11,690	-	-
役員	高田 廣明	(被所有) 直接 1.37	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注)	11,690	-	-
役員	鈴木 清彦	(被所有) 直接 0.54	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注)	11,690	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであり、自己株式の処分価額は、
2019年7月17日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値に基づ
いて決定しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	加藤 恵子	(被所有) 直接 2.28	当社 代表取締役社長	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注1)	61,301	-	-
役員	熊谷 裕之	(被所有) 直接 4.94	当社専務取締役	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注1)	43,151	-	-
役員	武田 康保	(被所有) 直接 1.45	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注1)	14,383	-	-
役員	高田 廣明	(被所有) 直接 1.42	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注1)	14,383	-	-
役員	鈴木 清彦	(被所有) 直接 0.59	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注1)	14,383	-	-
子会 社役 員	高橋 将矢	(被所有) 直接 0.05	子会社取締役	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注2)	12,753	-	-
子会 社役 員	熊谷 俊	(被所有) 直接 0.05	子会社取締役	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注2)	12,753	-	-
子会 社役 員	吉谷 和高	(被所有) 直接 0.08	子会社代表取締 役社長	金銭報酬債権の現物出資に 伴う自己株式の処分(注2)	19,129	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであり、自己株式の処分価
額は、2020年7月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式
の終値に基づいて決定しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであり、自己株式の処分価
額は、2020年7月15日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式
の終値に基づいて決定しております。

2. 重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	332.57円	415.15円
1株当たり当期純利益	63.44円	76.91円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	-円

(注) 1. 当社は、2019年9月14日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っており、また、2020年2月1日付で普通株式1株につき普通株式1.3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前連結会計年度は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。当連結会計年度は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	795,873	1,018,967
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	795,873	1,018,967
普通株式の期中平均株式数(株)	12,545,073	13,249,573
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第5回新株予約権。第5回新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(当社事業の吸収分割契約締結)

当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、2021年10月1日を効力発生日(予定)として、当社が計画中の新規最終処分事業を、当社の完全子会社である株式会社ミダックはまな(以下「ミダックはまな」)へ会社分割(吸収分割)により承継すること(以下「本分割」)を決議いたしました。

なお、本分割は、2021年6月29日に開催の当社第57回定時株主総会において承認決議されております。

1. 本会社分割の目的

当社グループは、最終処分事業の更なる強化に取り組んでおり、この一環として、当社が計画中の新規最終処分事業をミダックはまなへ事業集約いたします。なお、ミダックはまなはすでに最終処分場を保有、運営しており、事業集約により同社の運営のノウハウを活かすことでミダックグループの当該事業における競争力強化を実現するとともに、企業価値の更なる向上へ繋げてまいります。

2. 本分割の概要

(1) 対象となる事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 新規最終処分事業

事業の内容 廃棄物の最終処分

(2) 企業結合日(効力発生日)

2021年10月1日(予定)

(3) 企業結合の法的様式

当社を分割会社とし、ミダックはまなを承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社ミダックはまな

3. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理を行います。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの投資金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年6月30日(水曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	13,386,750株
株式分割により増加する株式数	13,386,750株
株式分割後の発行済株式総数	26,773,500株
株式分割後の発行可能株式総数	95,940,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2021年6月15日
基準日	2021年6月30日
効力発生日	2021年7月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1株当たり純資産額	166.29円	207.58円

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益	31.72円	38.45円

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2021年7月1日(木曜日)をもって当社定款を以下のとおり一部変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 47,970,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>95,940,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

定款変更取締役会決議日	2021年5月25日
効力発生日	2021年7月1日

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2021年7月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第5回新株予約権	2020年9月17日	2,812円	1,406円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)ミダック	第7回無担保社債	2016年 3月25日	20,000 (20,000)	- (-)	0.3	なし	2021年 3月25日
(株)ミダック	第8回無担保社債	2016年 3月25日	44,000 (14,000)	30,000 (14,000)	0.1	なし	2023年 3月24日
(株)ミダック	第9回無担保社債	2016年 10月25日	58,000 (14,000)	44,000 (14,000)	0.2	なし	2023年 10月25日
合計			122,000 (48,000)	74,000 (28,000)			

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
28,000	30,000	16,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,121,500	4,337,500	0.9	-
1年以内に返済予定の長期借入金	547,252	567,228	0.9	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,012,800	1,725,572	0.9	2022年～2025年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	5,681,552	6,630,300	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	567,228	558,698	451,192	148,454

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
建設リサイクル法に基づくもの	1,353	30	-	1,384
ダイオキシン類対策特別措置法等に基づくもの	104,965	2,246	-	107,212

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,402,411	2,795,502	4,243,282	5,701,605
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (千円)	520,620	900,675	1,452,261	1,848,506
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (千円)	255,199	471,112	763,951	1,018,967
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益 (円)	19.37	35.69	57.73	76.91

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	19.37	16.32	22.02	19.18

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,437,582	2,272,925
受取手形	37,902	41,056
売掛金	4,354,194	4,390,402
たな卸資産	1,45,962	1,43,775
前払費用	16,668	17,048
その他	4,408,890	4,501,264
貸倒引当金	719	1,727
流動資産合計	3,300,481	3,264,745
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,447,126	2,449,093
構築物(純額)	2,54,690	2,51,676
機械及び装置(純額)	2,406,842	2,377,553
車両運搬具(純額)	2,93,482	2,83,771
工具、器具及び備品(純額)	38,226	37,981
土地	1,237,123	1,739,011
建設仮勘定	2,062,731	3,402,668
有形固定資産合計	4,340,223	6,141,755
無形固定資産		
のれん	52,161	26,080
ソフトウェア	27,335	18,381
その他	2,399	439
無形固定資産合計	81,896	44,901
投資その他の資産		
関係会社株式	2,644,513	2,644,513
出資金	1,000	1,000
長期貸付金	3,857	-
長期前払費用	92,903	212,561
繰延税金資産	99,158	111,855
その他	118,716	118,685
貸倒引当金	3,857	-
投資その他の資産合計	2,956,292	3,088,616
固定資産合計	7,378,412	9,275,273
資産合計	10,678,893	12,540,019

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4 68,570	4 82,163
短期借入金	3 3,121,500	3 4,337,500
1年内償還予定の社債	48,000	28,000
1年内返済予定の長期借入金	547,252	567,228
未払金	4 291,580	4 417,157
未払費用	100,154	99,527
未払法人税等	57,818	110,506
預り金	101,331	96,915
賞与引当金	67,654	71,120
その他	78,639	64,725
流動負債合計	4,482,501	5,874,844
固定負債		
社債	74,000	46,000
長期借入金	2,012,800	1,725,572
最終処分場維持管理引当金	95,054	88,143
資産除去債務	106,319	108,596
その他	4,562	3,715
固定負債合計	2,292,737	1,972,027
負債合計	6,775,238	7,846,871
純資産の部		
株主資本		
資本金	752,971	752,971
資本剰余金		
資本準備金	775,751	775,751
その他資本剰余金	609,825	724,021
資本剰余金合計	1,385,576	1,499,772
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	100,000	100,000
繰越利益剰余金	1,793,507	2,395,361
利益剰余金合計	1,896,007	2,497,861
自己株式	130,900	60,018
株主資本合計	3,903,654	4,690,587
新株予約権	-	2,559
純資産合計	3,903,654	4,693,147
負債純資産合計	10,678,893	12,540,019

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1 3,516,447	1 3,664,527
売上原価	1 2,073,756	1 2,132,396
売上総利益	1,442,690	1,532,131
販売費及び一般管理費	1, 2 1,127,640	1, 2 1,106,002
営業利益	315,050	426,129
営業外収益		
受取利息	1 1,787	1 109
受取配当金	1 450,030	1 470,030
経営指導料	1 25,920	1 33,840
その他	1 27,205	1 26,433
営業外収益合計	504,943	530,414
営業外費用		
支払利息	48,628	55,267
社債利息	257	157
株式交付費	8,799	-
不動産賃貸原価	16,841	8,411
その他	3,872	2,482
営業外費用合計	78,399	66,318
経常利益	741,594	890,224
税引前当期純利益	741,594	890,224
法人税、住民税及び事業税	148,481	235,184
法人税等調整額	385	12,696
法人税等合計	148,867	222,487
当期純利益	592,727	667,737

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	418,016	440,796	215,027	655,823	2,500	100,000	1,247,867	1,350,367	446,824	1,977,383
当期変動額										
新株の発行	334,954	334,954		334,954						669,909
剰余金の配当							47,087	47,087		47,087
当期純利益							592,727	592,727		592,727
自己株式の取得									1,829	1,829
自己株式の処分			394,798	394,798					317,752	712,550
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	334,954	334,954	394,798	729,752	-	-	545,639	545,639	315,923	1,926,270
当期末残高	752,971	775,751	609,825	1,385,576	2,500	100,000	1,793,507	1,896,007	130,900	3,903,654

（単位：千円）

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	1,977,383
当期変動額		
新株の発行		669,909
剰余金の配当		47,087
当期純利益		592,727
自己株式の取得		1,829
自己株式の処分		712,550
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-
当期変動額合計	-	1,926,270
当期末残高	-	3,903,654

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	752,971	775,751	609,825	1,385,576	2,500	100,000	1,793,507	1,896,007	130,900	3,903,654
当期変動額										
新株の発行										
剰余金の配当							65,883	65,883		65,883
当期純利益							667,737	667,737		667,737
自己株式の 取得									7,160	7,160
自己株式の処 分			114,196	114,196					78,042	192,239
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）										
当期変動額合計	-	-	114,196	114,196	-	-	601,853	601,853	70,882	786,932
当期末残高	752,971	775,751	724,021	1,499,772	2,500	100,000	2,395,361	2,497,861	60,018	4,690,587

（単位：千円）

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	3,903,654
当期変動額		
新株の発行		-
剰余金の配当		65,883
当期純利益		667,737
自己株式の 取得		7,160
自己株式の処 分		192,239
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	2,559	2,559
当期変動額合計	2,559	789,492
当期末残高	2,559	4,693,147

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～40年
機械及び装置	4～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては、11年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当事業年度負担額を計上しております。

維持管理費等は、廃棄物最終処分場埋立終了以後、処分場廃止時までの期間に発生が見込まれる費用で構成され、現行の「廃棄物処理法」及びその関係法令等に基づき、施設ごとの状況に応じて見積額を算出しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計上しております。

(2) 役員に対する事前交付型譲渡制限付株式の会計処理

役員に対する金銭報酬債権の付与時に、金銭報酬債権相当額を長期前払費用として資産計上し、役員から当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれたものとして会計処理を行っております。

当該長期前払費用は、付与された金銭報酬債権に対応する職務執行の期間(4年～8年)にわたり費用計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 最終処分場維持管理費の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

最終処分場維持管理引当金 88,143千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等は、現行の「廃棄物処理法」及びその関係法令等を前提に、天災地変や人的過失等の発生可能性は相当程度に低いとの仮定に基づき、その将来発生額を見積もっております。

そのため、「廃棄物処理法」及びその関係法令等に改廃が行われた場合や、新たな法規制、条例等の制定による規制の強化又は緩和があった場合、あるいは万一の天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する等の事態が発生した場合には、廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

なお、維持管理費等の算出方法は、(重要な会計方針) 4. 引当金の計上基準 (3) 最終処分場維持管理引当金 に記載しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用

2020年改正会計基準(「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

2. 新型コロナウイルス感染症について

当社では、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、将来経営計画を重要な仮定として用いるとともに、財務諸表作成時において、入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症に関しては、当事業年度の業績に重要な影響を与えておらず、現状以上に著しく感染拡大が進まない限り、将来経営計画にも重要な影響を与えないと仮定しております。

(貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
商品	1,400千円	1,585千円
仕掛品	4,965	4,719
原材料及び貯蔵品	39,596	37,470
計	45,962	43,775

2 有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	1,270千円	1,270千円
構築物	9,722	9,722
機械及び装置	7,259	7,693
車両運搬具	2,893	2,893
計	21,144	21,578

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額	6,100,000千円	6,100,000千円
借入実行残高	3,121,500	4,337,500
差引額	2,978,500	1,762,500

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	30,570千円	32,531千円
短期金銭債務	178,375	258,846

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	173,769千円	212,458千円
売上原価	170,746	179,558
販売費及び一般管理費	9,231	6,082
営業取引以外の取引高	478,242	504,610

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度97%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料手当及び賞与	415,995千円	424,000千円
賞与引当金繰入額	22,668	22,226
退職給付費用	4,773	4,873
減価償却費	50,536	34,163
のれん償却額	26,080	26,080
支払手数料	160,916	150,172

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は2,644,513千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は2,644,513千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,366千円	515千円
賞与引当金	20,204	21,240
最終処分場維持管理引当金	27,809	24,456
土地時価評価差額	83,515	83,518
減損損失	108,628	105,280
資産除去債務	31,751	32,432
その他	27,086	46,332
繰延税金資産小計	300,362	313,777
評価性引当額	200,227	201,310
繰延税金資産合計	100,134	112,466
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	976	611
繰延税金負債合計	976	611
繰延税金資産の純額	99,158	111,855

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	29.9%	29.9%
(調整)		
のれん償却額	1.1	0.9
税額控除額	1.7	0.0
住民税均等割	0.9	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	18.1	15.8
留保金課税額	6.7	7.2
評価性引当額の増減	0.0	0.1
その他	1.3	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.1	25.0

(重要な後発事象)

(当社事業の吸収分割契約締結)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首 帳簿価額 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	期末 帳簿価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	期末 取得価額 (千円)
有形 固定 資産	建 物	447,126	41,161	8,511	30,684	449,093	711,549	1,160,642
	構 築 物	54,690	3,990	-	7,004	51,676	258,692	310,368
	機 械 及 び 装 置	406,842	40,851	1,629	68,510	377,553	2,034,406	2,411,960
	車 両 運 搬 具	93,482	68,363	0	78,073	83,771	720,029	803,800
	工 具、器 具 及 び 備 品	38,226	20,291	0	20,537	37,981	185,679	223,660
	土 地	1,237,123	501,887	-	-	1,739,011	-	1,739,011
	建 設 仮 勘 定	2,062,731	1,363,383	23,446	-	3,402,668	-	3,402,668
	計	4,340,223	2,039,929	33,586	204,811	6,141,755	3,910,356	10,052,112
無形 固定 資産	の れ ん	52,161	-	-	26,080	26,080		
	ソ フ ト ウ エ ア	27,335	5,063	-	14,017	18,381		
	そ の 他	2,399	-	1,870	89	439		
	計	81,896	5,063	1,870	40,187	44,901		

(注)「建設仮勘定」の「当期増加額」は、主に建設中の最終処分場に係るもの1,283,612千円等であります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,576	1,727	4,576	1,727
賞与引当金	67,654	71,120	67,654	71,120
最終処分場維持管理引当金	95,054	-	6,910	88,143

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告としております。ただし、やむを得ない事由より、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.midac.jp/
株主に対する特典	株主優待制度として、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上を保有されている株主を対象に、一律クオカード500円分を贈呈。

(注)定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第56期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月30日東海財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
事業年度（第56期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年7月3日東海財務局長に提出
事業年度（第56期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年10月9日東海財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第57期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日東海財務局長に提出
（第57期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日東海財務局長に提出
（第57期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日東海財務局長に提出
- (4) 内部統制報告書及びその添付書類
2020年6月30日東海財務局長に提出
- (5) 臨時報告書
2020年6月30日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (6) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類
2020年7月29日東海財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書の訂正報告書
2020年8月7日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

株式会社 ミダック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 郷右近 隆也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石黒 宏和 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダック及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

最終処分場維持管理費等の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）3. 会計方針に関する事項（3）重要な引当金の計上基準 八 最終処分場維持管理引当金に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において、最終処分場維持管理引当金を計上している。</p> <p>会社及び連結子会社は、廃棄物の最終処分場を有しており、埋立終了後の施設点検、水質検査等の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を最終処分場維持管理引当金として計上している。その結果、当連結会計年度末の連結財務諸表において最終処分場維持管理引当金649,019千円が計上されている。</p> <p>維持管理費等は、廃棄物最終処分場埋立終了以後、処分場廃止時までの期間に発生が見込まれる費用で構成され、現行の「廃棄物処理法」及びその関係法令等に基づき、施設ごとの状況に応じて見積額を算出している。</p> <p>連結財務諸表注記事項（重要な会計上の見積り） 最終処分場維持管理費の見積りに記載されているとおり、維持管理費等は、将来の見積りであるために、「廃棄物処理法」及びその関係法令等に改廃が行われた場合や、新たな法規制、条例等の制定による規制の強化又は緩和があった場合、あるいは万一の天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する等の事態が発生した場合には、廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の見積額に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>これらの影響が維持管理費等の見積りに適切に反映されないリスクがあるため、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に相当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、維持管理費等を検討するにあたり、下記の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費等計算プロセスに関する内部統制の整備・運用状況の有効性を確かめた。 ・見積計算に使用した資料を閲覧し、維持管理等に必要な項目に対応して作成されているかどうかを確かめた。 ・「廃棄物処理法」及びその関係法令等の改廃、法規制、条例等の変化に留意して、取締役会等重要な会議の議事録等の閲覧及び経営者への質問を実施した。 ・環境省ホームページを閲覧し、「廃棄物処理法」及びその関係法令等の改廃、法規制、条例等の変化の状況を把握した。 ・汚染物質が浸出する等の事態が発生していないかどうかについて留意して、取締役会等重要な会議の議事録等の閲覧及び経営者への質問を実施した。 ・最終処分場の状況を当連結会計年度末に視察し、汚染物質が浸出する等の事態が発生していないかどうかの状況を把握するとともに、現地責任者に質問を実施した。 ・水質検査等の検査結果を閲覧し、汚染物質が浸出する等の事態が発生していないことを確かめた。 ・当連結会計年度中の関連支出の実績について、過年度の見積額との比較を行い、過年度の見積りの合理性を事後的に確かめた。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ミダックの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ミダックが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

株式会社 ミダック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 宏和 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダックの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

最終処分場維持管理費等の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当事業年度末の財務諸表において最終処分場維持管理引当金88,143千円が計上されている。 連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（最終処分場維持管理費等の見積り）と同一内容であるため、記載を省略している。	

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。